



❁ まちのようす ❁

人口	9,890 人
男性	4,695 人
女性	5,195 人
世帯数	4,073 戸

(平成24年 9 月末現在)

## まちのたからもの

(子育て特集 みんなではぐくむ)

### 今月の主な内容

- 【子育て特集】 みんなではぐくむ ..... P.2~3
- 平成23年度決算報告・平成24年度財政事情 ... P.4~9
- 議会だより(那賀町議会9月定例会) ..... P.13~15

- 那賀町ホームページ <http://www.town.tokushima-naka.lg.jp/>
- 那賀町携帯サイト <http://mobile.town.tokushima-naka.lg.jp/>

—— 那賀町ホームページには携帯サイトもあります ——  
携帯電話でも那賀町のお知らせや行事・連絡先や道路災害情報  
など主な情報を見ることができますので、ぜひご利用ください。



# みんなで はぐくむ

子どもは  
まちの宝物です。  
そしてそんな宝物を  
大切に育ててくれる  
お母さんやお父さんも  
まちの宝物です。

子育ては、ドキドキ、ワクワク。  
時にはハラハラ、イライラも。  
長く思える子育ても、  
「あつとこ間よ。」  
とおばあちゃん達は  
口をそろえて言います。

そんなあつとこ間よの  
ことならば、  
すべての親と子どもが  
その「あつとこ」を楽しく、  
大切に過ごしてほしいなと  
願います。

子育て世代のみなさんへ。  
まちのみんなで、  
ほんの少しのお手伝い。

## まちの たからもの

### 子育て応援事業のご紹介

子育て支援センターでは育児のお悩みもご相談いただけます。  
また子育て世代の交流の場としても、お気軽にご活用ください。

#### ◎わじき子育て支援センター (わじきこども園内併設)

毎週月・水・金開設。時間は10時～15時。  
※第4水曜日(10:30～11:00)は  
『お話し玉手箱』のお話し会があります。  
【お問い合わせ】TEL 64-1220

#### ◎平谷出張ひろば(平谷保育園内)

毎週木曜日開設。時間は10時～15時。  
【お問い合わせ】TEL 67-0206

#### ●一時預かり事業

(わじきこども園・延野保育園・  
平谷保育園・木頭保育園で実施)

保護者の就労や、疾病、出産、看護、冠婚  
葬祭、育児リフレッシュ等により、一時  
的にお子さんを保育する事業です。  
※利用するには事前申請が必要です。  
【お問い合わせ先】各保育園または  
健康福祉課 TEL 62-1141



わじき子育て支援センターは、  
ぼかぼか日当たり良好です。



粘土遊び。家でできない遊び  
はここでやっちゃおう!



赤ちゃんが眠くなったら、ベッドもあります。寝かせて、  
ママ同士ゆっくりお話しもしてください。



『お話し玉手箱』のお話し会は、小さな子どもたちも夢中です。  
読み聞かせは「聞く力」を育てます。ぜひご参加を!



### 乳幼児健診

(1歳6ヶ月・2歳・3歳・5歳)  
対象のお子さんに個別に通知してい  
ます。お子さんの発育のようすがわ  
かる、大切な機会です。  
また育児の悩みや心配事があれば、  
お気軽に保健師へご相談ください。

### あかちゃん訪問

新生児のいるお宅へ、保健師が  
出張訪問します。赤ちゃんの発  
育のようすや、お母さんのお話  
をお聞きかせください。  
また育児に不安なこ  
とがあればお気軽にご相  
談ください。

### 予防接種

18歳未満の那賀町に住む  
お子さんについて、個別に予防  
接種のご案内をしています。  
予防接種はたくさんの種類と接種  
時期があり忘れやすいですが、  
保健センターで個別に把握して  
いますので、  
ご安心ください。

\*お気軽に  
ご相談  
ください。

那賀町相生  
保健センター  
TEL 62-3892

(日野谷診療所  
に併設しています)

#### ●育児教室 (相生地区)

『わんぱく教室』  
月1回、相生保健センターで  
色々な遊びをしています。育児相談  
もできます。お気軽にどうぞ。  
『わんぱくクラブ』  
毎月第2・3火曜日10:00～  
延野保育園内で活動。  
読み聞かせや園児との  
交流もできますよ。

#### ●育児教室 (木頭地区)

『ととろくらぶ』  
毎月第2月曜日10:00～  
木頭文化会館で色々な遊びを  
しています。育児相談もできます。  
『きとうおはなしの森』  
のお話し会も  
しています。

なかっこ、すくすく元気っこ。

## 子どもの笑顔をもむるために。まちのみなさんへ。



一昔前、日本人は大家族で暮らしていました。現在は核家  
族化が進み、父母だけで子育てをしている家庭も少なくあり  
ません。世の中には、まじめに一生懸命子育てしている母親  
がたくさんいます。しかし子育てに完璧を求め息を抜かず、  
思わず感情的になり、子どもにあたってしまうことだってあ  
ります。そんなとき周りには「しっかりしろ」と追い詰めるの  
ではなく、日頃の頑張りを認めてあげ、「たまにはこっそり  
手を抜いてええんよ」と温かく手をさしのべ、見守ってあげ  
て欲しいと思います。そんな風に子育てを見守る優しいまち  
で育つ子どもたちは、きっと笑顔で幸  
せな人生をすごし、明るい未来を作っ  
てくれると私たちは信じています。



子どもの笑顔は、  
お母さんの笑顔で  
作られています。



### 那賀町の

知っとく子育て

### 豆情報です



#### ◎出産祝い金制度

【対象者】新生児の父又は母が子ととも  
に那賀町に居住し、出産後も引き続き居  
住する意志のある者(合併後)。

#### 【支給額】

・出生時に、一人につき2万円。  
・一人目の支給から、その後出生した子  
どもの数に応じて、5年ごとに3回、加  
算された額が支給されます。

※詳細については、お問い合わせください。

#### 【お問い合わせ先】

役場住民課 電話62-1143  
または各支所窓口

#### ◎こどもはぐくみ医療制度

【対象者】那賀町に在住する  
0歳～小学校6年生までの子ども。

#### 【内容】

・対象になると受給者証が健康福祉課よ  
り送られてきます。  
・県内の医療機関で医療保険証と受給者  
証を見せると、保険適用内の医療につい  
ては無料になります。

・県外で医療を受けた場合も、領収書を  
添付し申請すれば医療費の払戻を受けら  
れます。

※詳細については、お問い合わせください。

#### 【お問い合わせ先】

役場健康福祉課 電話62-1141  
または各支所窓口

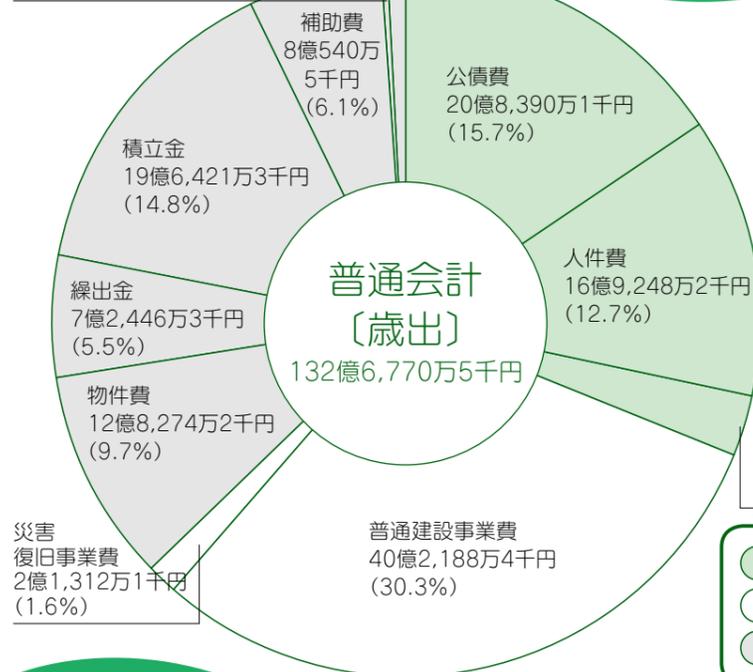
# 普通会計の決算報告

歳出 132億6,770万5千円

一人あたり130万9千円使いました

維持補修費 9,440万2千円(0.7%)

投資及び出資・貸付金  
1,748万円(0.1%)



**歳出**では、義務的経費（公債費、人件費、扶助費）が31.2%を占め、そのうち借金の返済にあたる公債費が減少はしているものの15.7%と依然町財政を圧迫している状況で、後年度の負担を増やさないよう普通建設事業等を厳選し、地方債の借入れを年間10億円程度に抑え、毎年度10億円以上の地方債残高の減少を目標とし、公債費の削減を図っています。人件費は歳出額全体の12.7%を占め16億9,248万2千円であり、前年度に比べて1,199万3千円増加しました。普通建設事業費は歳出額全体の30.3%を占めており、この比率は徳島県下でトップクラスと考えられます。このように平成23年度においても公債費と人件費を抑制しながら、国や県の補助金を活用した公共事業などの普通建設事業を多く使い、景気対策及び地域雇用の確保に努めました。

- 義務的経費 41億4,399万5千円 (31.2%)
- 投資的経費 42億3,500万5千円 (31.9%)
- その他経費 48億8,870万5千円 (36.9%)

## 目的別歳出

費目(内容)	歳出額	全体に占める割合	町民1人あたりの額
総務費 (庁舎管理、人件費、CATV運営等)	37億3,732万1千円	28.2%	368,681円
公債費 (借金分の返済)	20億8,390万1千円	15.7%	205,574円
農林水産業費 (農林水産業の振興等)	16億2,316万2千円	12.2%	160,123円
衛生費 (し尿、ごみ処理、総合健診等に要した経費等)	14億7,715万3千円	11.1%	145,719円
民生費 (老人や障害者福祉、保育園運営等)	14億6,158万4千円	11.0%	144,183円
教育費 (幼稚園、小中学校、社会教育等)	10億7,255万4千円	8.1%	105,806円
土木費 (道路、町営住宅の整備維持管理等)	8億4,629万9千円	6.4%	83,486円
消防費 (消防団活動や海部消防組合への負担金等)	5億5,032万3千円	4.2%	54,289円
災害復旧費 (災害の復旧に要した経費)	2億1,312万1千円	1.6%	21,024円
議会費 (議員報酬や議会運営の経費等)	9,138万7千円	0.7%	9,015円
商工費 (商工や観光に要した経費等)	8,398万2千円	0.6%	8,285円
労働費 (失業対策、労働対策事務に要する経費等)	2,691万8千円	0.2%	2,655円

**今後** 那賀町では、公共施設の耐震改修やゴミ処理施設の改修・改築、上流地区への救急隊の設置による救急・防災体制の充実、バイオマスタウン事業の推進、簡易水道や飲料水供給施設の大規模改修、医療体制の継続的な確保など様々な懸案事項に対応していかねばなりません。

町の財政は、地方交付税や各種補助金など国の施策による影響が大きく、財政状況は、なお厳しい状況が続くと予測されますが、今後においても、景気の低迷、国の施策の動向を注視し、限られた財源を重点的・効率的に配分し、行政サービスの低下を招かないよう柔軟かつ慎重な財政運営を図り、財政の健全化に努めて参りたいと考えておりますので、町民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

### ◆町民一人あたりのお金って？

一人あたりの額	平成23年度	平成22年度
町民税負担	9万6千円	10万2千円
使われたお金	130万9千円	128万5千円
積立金(貯金)	82万5千円	63万8千円
地方債(借金)	150万1千円	148万7千円

那賀町民1人当たりの額(平成23年度)とは、平成24年3月31日の住民基本台帳登録人口10,137人をもとに算定、換算した額になっています。

(注1) 積立金は、財政調整基金、減債基金、特定目的基金の合計  
(注2) 地方債は一般会計分



# 平成23年度 決算報告 平成24年度 財政事情

## 那賀町の家計簿

那賀町財政事情の公表に関する条例第3条の規定に基づき、平成23年度決算の状況及び平成24年度予算にかかる財政事情を報告します。

平成24年11月1日

那賀町長 坂口 博文

**那賀町**では、町民の皆さまからの税金や地方交付税、国・県支出金、町債(町の借金)などがどのように使われているか、その財政状況について、条例に基づき毎年5月と11月の2回公表することによりご理解をいただきながら、まちづくりに必要な施策を推進しております。

平成23年度一般会計決算につきまして

は、経費の節減合理化を図り、財政調整基金(町の貯金)に5億円を積み増しするなど黒字決算となりました。なお、各会計の決算については、議会の承認を得ております。

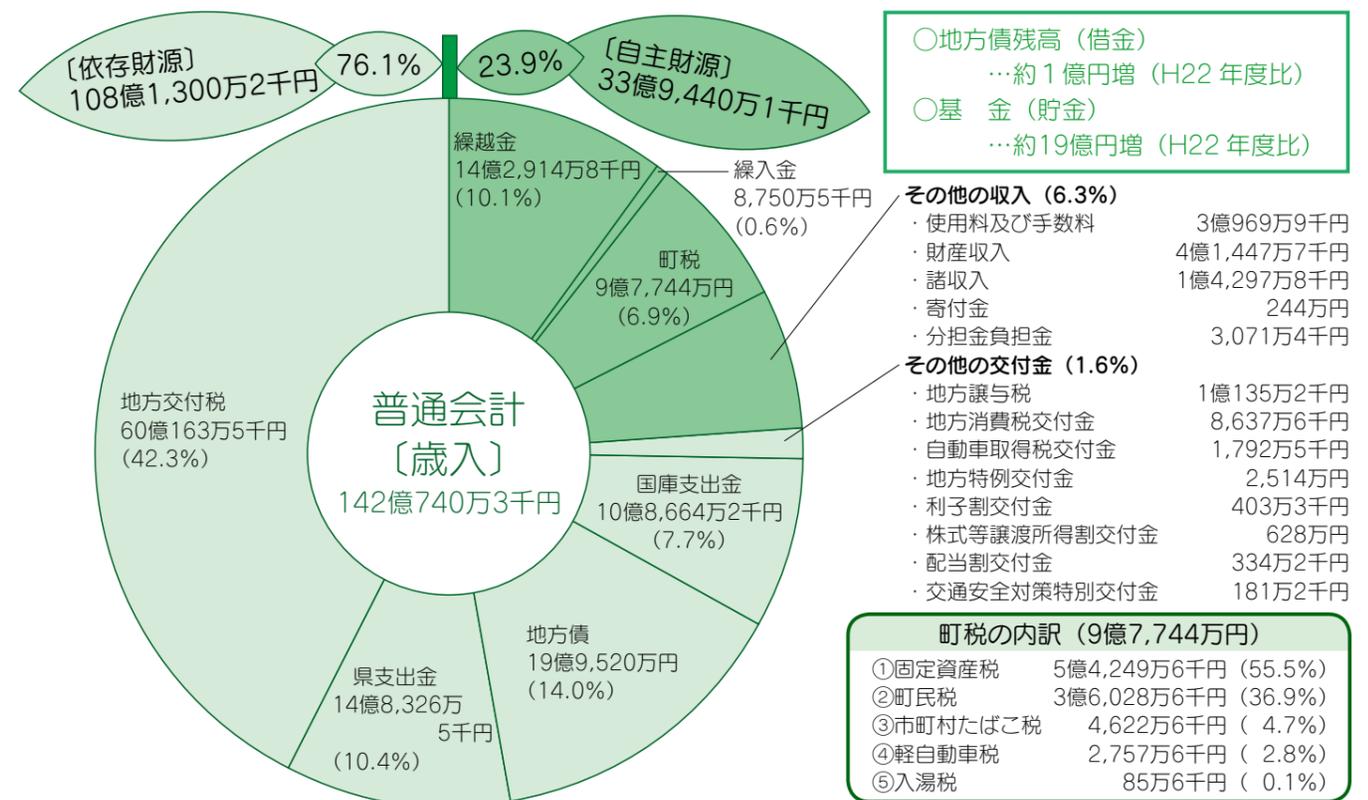
平成23年度普通会計の決算は、歳入が142億740万3千円、歳出が132億6,770万5千円で差し引き9億3,969万8千円となり、この額が24年度への繰越金となります。(明許繰越による一般財源含む)

**歳入**では、町税など町でまかなえる財源(自主財源)は平成22年度と比較して5億7,161万6千円増加したものの、地方交付税や国、県からの支出金で構成される依存財源が76.1%を占めており依存財源に頼っている状態です。このように、国、県に大きく依存するなか、歳入の42.3%を占める地方交付税が前年度に比べると3.5%の減となっています。

# 普通会計の決算報告

歳入 142億740万3千円

※ 普通会計＝一般会計＋ケーブルテレビ事業会計



- 地方債残高(借金) ...約1億円増(H22年度比)
- 基金(貯金) ...約19億円増(H22年度比)

- その他の収入(6.3%)**
- ・使用料及び手数料 3億969万9千円
  - ・財産収入 4億1,447万7千円
  - ・諸収入 1億4,297万8千円
  - ・寄付金 244万円
  - ・分担金負担金 3,071万4千円
- その他の交付金(1.6%)**
- ・地方譲与税 1億135万2千円
  - ・地方消費税交付金 8,637万6千円
  - ・自動車取得税交付金 1,792万5千円
  - ・地方特例交付金 2,514万円
  - ・利子割交付金 403万3千円
  - ・株式等譲渡所得割交付金 628万円
  - ・配当割交付金 334万2千円
  - ・交通安全対策特別交付金 181万2千円

### 町税の内訳(9億7,744万円)

- ①固定資産税 5億4,249万6千円 (55.5%)
- ②町民税 3億6,028万6千円 (36.9%)
- ③市町村たばこ税 4,622万6千円 (4.7%)
- ④軽自動車税 2,757万6千円 (2.8%)
- ⑤入湯税 85万6千円 (0.1%)

# 財政指標

経常収支比率  
78.8%

支出の中で人件費など経常的に支出される経費の割合。この比率が低いほど財政に弾力性があり、通常80%以内が望ましいとされています。

実質公債費比率  
13.7%

起債制限比率に公営企業や一部事務組合等の公債費に対する負担など実質的な公債費相当額を加味した数値で、18%以上になると地方債の発行に際し許可が必要となります。

# 財産の状況

町は役場の庁舎や学校などの公共施設や土地、山林などを所有しています。また、この他にも出資金などの形で財産を所有しています。

(単位：㎡)

項目	土地面積	建物延面積	項目	23年度末
行政財産 (役場の庁舎や学校等)	1,608,525	156,522	出資金 (株四季美谷温泉他)	8,436万円
普通財産 (町有林や田畑など)	22,617,684	1,651	出資による権利 (財徳島県林業労働対策基金他)	2,564万2千円
合計	24,226,209	158,173	債権 (株きとうむら他)	6億9,829万7千円

# 地方債(借金)の現在高

地方債＝道路や建物の整備など大きな事業を行ったときに町が借り入れた借金。

内 訳	23年度末	22年度末
一般会計	152億1,066万5千円	150億9,406万4千円
特別会計 (簡易水道、集落排水、診療所)	16億8,282万3千円	18億792万9千円
企業会計 (工業用水、病院)	7億2,212万9千円	7億6,447万7千円
合計	176億1,561万7千円	176億6,647万円

# 基金(貯金)の現在高

基金＝特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産のこと。

内 訳	23年度末	22年度末
財政調整基金	34億9,000万円	29億7,568万2千円
減債基金	16億1,304万4千円	11億768万5千円
特定目的基金	32億5,706万6千円	23億9,355万8千円
定額運用基金 (奨学貸付基金の貸付分除く)	2億6,283万8千円	2億6,439万3千円
合計	86億2,294万8千円	67億4,131万8千円

# 一時借入金

地方自治体の支払い資金の不足を臨時に賄うために、その年度内に償還する条件で借り入れる借入金のこと。

…なし

# 特別会計と企業会計の決算報告

平成23年度

## 特別会計

事業名	歳入	歳出	差引
国民健康保険事業	12億6,325万7千円	11億1,508万8千円	1億4,816万9千円
国民健康保険診療事業	9億4,319万3千円	3億8,466万3千円	5億5,853万円
介護保険事業(介護サービス事業を含む)	14億4,150万8千円	13億9,763万9千円	4,386万9千円
後期高齢者医療会計	1億3,534万円	1億3,283万円	251万円
集落排水事業	2億5,043万4千円	1億8,412万5千円	6,630万9千円
簡易水道事業	3億3,169万4千円	1億758万1千円	2億2,411万3千円
財産区事業	596万1千円	56万7千円	539万4千円

## 企業会計

事業名	収入	支出	差引	
工業用水事業	収益的	3,002万4千円	2,353万7千円	648万7千円
	資本的	0円	1,847万2千円	△1,847万2千円
上那賀病院事業	収益的	5億8,628万9千円	6億2,716万8千円	△4,087万9千円
	資本的	8,084万4千円	9,294万4千円	△1,210万円

◎ 収益的＝企業の経営活動に係る収支、資本的＝施設の整備等に係る収支  
※ 不足分は留保資金で補填

# 基金の状況報告

基金残高 86億9,277万9千円

～合併時持寄額と23年度末現在高～

一人あたり82万5千円の貯金

基金名	驚 敷		相 生		上那賀		木 沢		木 頭		那賀町 計	
	合併時	23年度末	合併時	23年度末	合併時	23年度末	合併時	23年度末	合併時	23年度末	合併時	23年度末
財政調整基金	1億6,007万7千円	—	1億9,928万4千円	—	2億445万7千円	—	4億2,300万円	—	1億6,856万6千円	—	11億5,538万4千円	34億9,000万円
減債基金	1億2,000万円	—	8,593万円	—	8,019万5千円	—	2億4,849万円	—	1億9,341万7千円	—	7億2,803万2千円	16億1,304万4千円
小 計 (1)	2億8,007万7千円	—	2億8,521万4千円	—	2億8,465万2千円	—	6億7,149万円	—	3億6,198万3千円	—	18億8,341万6千円	51億3,04万4千円
まちづくり事業基金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9億1,088万1千円
大戸残土処理場運営基金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	33万4千円
ファガスの森高城基金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	209万2千円
美那川キャンプ村基金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	40万8千円
町営残土処理場運営基金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	503万6千円
ふるさと創生基金	—	—	3,608万5千円	634万9千円	1,425万7千円	149万9千円	1億3,809万円	8,266万9千円	2億639万4千円	1億9,210万9千円	3億9,482万6千円	2億8,261万6千円
地域福祉基金	1億1,874万円	9,577万4千円	1億2,679万円	1億2,971万4千円	7,863万3千円	8,043万6千円	1億5,990万円	1億6,266万3千円	1億250万5千円	1億423万7千円	5億8,656万8千円	5億7,282万5千円
中山間ふるさと・水と土保全基金	600万円	99万4千円	619万3千円	633万5千円	642万7千円	657万7千円	610万円	624万9千円	1,000万円	1,019万8千円	3,472万円	3,035万3千円
公用施設維持基金	5,481万7千円	5,343万6千円	—	—	—	—	—	—	—	—	5,481万7千円	5,343万6千円
鷲の里基金	1,181万8千円	1,362万5千円	—	—	—	—	—	—	—	—	1,181万8千円	1,362万5千円
わじきラインキャンプ村基金	410万4千円	56万円	—	—	—	—	—	—	—	—	410万4千円	56万円
総合交流促進施設大規模修繕基金	—	—	2,501万7千円	1,006万1千円	—	—	—	—	—	—	2,501万7千円	1,006万1千円
相生小学校教育振興基金	—	—	675万6千円	439万5千円	—	—	—	—	—	—	675万6千円	439万5千円
体育振興基金	—	—	435万円	444万9千円	—	—	—	—	—	—	435万円	444万9千円
木沢地域防災センター建設等基金	—	—	—	—	—	—	6億円	97万円	—	—	6億円	97万円
ふるさと森基金	—	—	—	—	—	—	—	—	1億3,223万7千円	291万9千円	1億3,223万7千円	291万9千円
ふるさと環境保全基金	—	—	—	—	—	—	—	—	382万5千円	390万1千円	382万5千円	390万1千円
公共施設維持整備基金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	359万8千円
ふるさと応援基金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	175万3千円
公共施設維持補修基金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,408万1千円
住民生活に光をそそぐ基金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	575万8千円
那賀町町有施設整備等まちづくり基金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11億2,90万3千円
那賀町防災対策等まちづくり基金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2億11万2千円
定額運用基金	4,719万4千円	8万5千円	1億5,157万6千円	1億5,510万9千円	—	—	1億6,700万円	1,079万4千円	5,253万円	4,722万8千円	4億1,830万円	2億1,321万7千円
高額療養費貸付基金	—	—	275万7千円	—	—	—	150万円	—	—	—	425万7千円	434万円
奨学貸付基金	2,429万3千円	—	1,175万9千円	—	424万6千円	—	216万円	—	221万7千円	—	4,467万5千円	4,528万円
国民健康保険財政調整基金	5,566万3千円	—	6,119万3千円	—	4,600万円	—	1,030万円	—	1,826万7千円	—	1億9,142万3千円	557万4千円
介護保険介護給付費準備基金	750万円	—	—	—	603万2千円	—	—	—	500万円	—	1,853万2千円	3,344万円
簡易水道基金	—	—	—	—	3,183万円	3,061万円	—	—	—	—	3,183万円	3,081万7千円
丹生谷行政組合財政調整基金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,450万8千円
小 計 (2)	3億3,012万9千円	1億6,447万4千円	4億3,247万6千円	3億1,641万2千円	1億8,742万5千円	1億1,912万3千円	10億8,505万円	2億6,333万5千円	5億3,297万5千円	3億6,059万2千円	26億256万3千円	35億8,973万5千円
合計 (1)+(2)	6億1,020万6千円	—	7億1,769万円	—	4億7,207万7千円	—	17億5,654万円	—	8億9,495万8千円	—	44億8,597万9千円	86億9,277万9千円

※ 1. 財政調整基金は一般財源として、減債基金は地方債の償還に充当する基金です。  
2. 特定目的基金は特定の事業をおこなうための基金で、合併時旧町村で持ち寄った特定目的基金、土地開発基金、簡易水道基金は各地域の振興のために充当されています。  
3. 奨学貸付基金には貸し付け分は入っていません。  
4. 丹生谷行政組合財政調整基金は、那賀町財政調整基金に合算されています。

# 財政事情のお知らせをします

平成24年度

平成24年度上半期（4月～9月）の予算執行状況をお知らせします（9月30日現在）。

## 一般会計

歳入			歳出		
款	予算現額	収入済額	款	予算現額	支出済額
町 税	8億7,261万7千円	7億16万8千円	議 会 費	8,432万円	4,509万2千円
地方譲与税	9,700万円	2,837万3千円	総 務 費	21億5,524万3千円	7億9,669万1千円
利子割交付金	340万円	128万6千円	民 生 費	15億8,402万8千円	7億1,538万3千円
配当割交付金	300万円	102万7千円	衛 生 費	6億9,021万9千円	1億9,315万5千円
株式等譲渡所得割交付金	60万円	0円	農 林 水 産 業 費	17億4,138万円	3億3,747万9千円
地方消費税交付金	8,670万円	4,606万9千円	商 工 費	8,103万2千円	3,941万8千円
自動車取得税交付金	2,280万円	676万8千円	土 木 費	10億9,607万1千円	2億7,935万8千円
地方特例交付金	124万7千円	124万7千円	消 防 費	3億6,440万1千円	1億9,473万5千円
地方交付税	53億8,286万円	43億2,055万4千円	教 育 費	7億2,085万8千円	2億8,974万2千円
交通安全対策特別交付金	100万円	0円	災 害 復 旧 費	2億2,410万5千円	1億2,028万5千円
分担金及び負担金	6,300万5千円	510万3千円	公 債 費	19億9,609万9千円	9億7,246万1千円
使用料及び手数料	2億2,409万2千円	8,793万4千円	予 備 費	3,000万円	0円
国庫支出金	6億2,637万9千円	5,329万9千円			
県支出金	13億1,908万1千円	8,496万9千円			
財産収入	7,336万7千円	333万9千円			
寄付金	3千円	111万円			
繰入金	4,966万7千円	0円			
繰越金	4億1,833万3千円	9億36万			
諸収入	1億5,490万5千円	7,582万2千円			
町 債	13億6,770万円	1,470万円			
合 計	107億6,775万6千円	63億3,212万7千円	合 計	107億6,775万6千円	39億8,379万9千円

※合計は9月末予算99億6,847万2千円に繰越明許費7億9,928万4千円を反映させた金額です。

## 特別会計

会 計 名	歳 入		歳 出	
	予算現額	収入済額	予算現額	支出済額
国民健康保険事業特別会計	13億7,009万7千円	6億6,794万8千円	13億7,009万7千円	4億5,124万3千円
国民健康保険診療所事業特別会計	4億5,107万円	6億6,213万8千円	4億5,107万円	1億8,208万8千円
介護保険事業特別会計	15億4,000万円	6億2,586万8千円	15億4,000万円	6億1,455万3千円
後期高齢者医療特別会計	1億6,026万8千円	3,763万円	1億6,026万8千円	2,426万7千円
簡易水道事業特別会計	1億5,136万4千円	2億5,223万8千円	1億5,136万4千円	4,945万1千円
集落排水事業特別会計	1億4,142万4千円	1億3,295万6千円	1億4,142万4千円	5,496万円
ケーブルテレビ事業特別会計	1億2,822万8千円	7,350万8千円	1億2,822万8千円	4,570万4千円
財産区事業特別会計	44万6千円	539万4千円	44万6千円	10万円

## 企業会計

会 計 名		収 入		支 出	
		予 定 額	収入済額	予 定 額	支出済額
工業用水道事業会計	収 益 的	2,993万5千円	1,497万2千円	2,993万5千円	544万6千円
	資 本 的	0円	0円	1,869万5千円	719万7千円
上那賀病院事業会計	収 益 的	6億3,534万円	2億6,734万3千円	6億3,534万円	2億7,105万2千円
	資 本 的	3,669万7千円	1,443万9千円	3,969万7千円	1,808万3千円

※各会計とも一時借入金はありません。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「健全化法」）が平成20年4月から施行され、町は4つの指標からなる健全化判断比率と、公営企業ごとの資金不足比率を算定、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、町民のみなさまに公表することが義務付けられました。

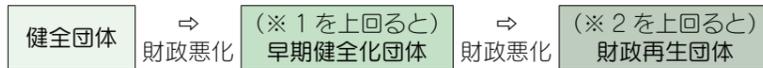
健全化法では、健全化判断比率のうち1指標でも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画等を、また資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を策定し、町財政の早期健全化及び財政の再生、公営企業の経営の健全化に向けて取り組まなければならないとされています。健全化判断比率等の財政指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画等策定の義務付けは平成20年度決算からの適用となっています。

那賀町の平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は下記のとおりとなり、いずれの指標も基準を下回っていますが、実質公債費比率については13・7%（平成22年度15・7%）と依然高い値となっています。公債費の縮減を図るため、平成19年度から21年度において高利率債の補償金免除繰上償還を行うとともに、普通建設事業を厳選し新規地方債発行額を毎年度10億円程度に抑制しており、比率は改善の方向に向かっています。今後においても、事業の計画的な執行を行い、借入と償還とのバランスをとりながら地方債残高を減少させ、実質公債費比率のさらなる改善に努めます。

平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を公表します

### 1. 健全化判断比率 ※対象となる比率がない（＝赤字がない）場合は、「－」で表記しています。

指 標	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
那 賀 町	－ %	－ %	13.7%	－ %
早期健全化基準（※1）	14.00%	19.06%	25.0%	350.0%
財政再生基準（※2）	20.00%	35.00%	35.0%	



◆那賀町の 実質公債費比率の推移

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
21.3%	20.2%	18.3%	15.7%	13.7%

### 2. 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
工業用水道事業会計	－ %	20.0%
上那賀病院事業会計	－ %	
簡易水道事業会計	－ %	
集落排水事業会計	－ %	

※対象となる比率がない（＝赤字がない）場合は、「－」で表記しています。

那賀町は赤字のない健全団体です

公表の始まった平成19年度から比べてみると、年々財政改善しています。

**実質赤字比率** …… 一般会計等の実質赤字が標準財政規模に占める割合

$$\text{実質赤字比率} (\%) = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (0千円)}}{\text{標準財政規模 (6,955,251千円)}}$$

◎標準財政規模 …… 地方公共団体が標準的な状態のとき、通常収入される経常的一般財源の規模

$$\text{標準財政規模 (6,955,251千円)} = \text{標準税収入額等 (1,297,955千円)} + \text{普通交付税額 (5,270,515千円)} + \text{臨時財政対策債発行可能額 (386,781千円)}$$

**連結実質赤字比率** …… 全会計（財産区事業会計は除く）の実質赤字が標準財政規模に占める割合

$$\text{連結実質赤字比率} (\%) = \frac{\text{連結実質赤字額 (0千円)}}{\text{標準財政規模 (6,955,251千円)}}$$

**実質公債費比率** …… 一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に占める割合

$$\text{実質公債費比率} (3ヶ年平均) (13.7\%) = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

**将来負担比率** …… 一般会計等が将来負担すべき実質的な債務が標準財政規模に占める割合

$$\text{将来負担比率} (\%) = \frac{\text{将来負担額 (18,421,541千円)} - \text{充当可能財源等 (22,040,327千円)}}{\text{標準財政規模 (6,955,251千円)} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (1,563,995千円)}}$$

**資金不足比率** …… 公営企業ごとの資金不足額が事業規模に占める割合

$$\text{資金不足比率} (\%) = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

# 人事行政の運営等の状況公表

「那賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、その概要を公表します。



## 1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(単位：人)

区分	平成23年4月1日職員数	平成23年4月2日以降		平成24年4月1日採用者数	本庁と病院等の間異動者数	平成24年4月1日職員数	備考
		採用者数	退職者数				
本庁等	213	9	3	4	1	224	
病院・診療所等	60	0	4	4	-1	59	
合計職員数	273	9	7	8	0	283	

※4月2日以降の採用者は、上流救急隊職員です。

## (2) 職員の採用状況 (単位：人)

採用年月日	職種	男	女	合計	備考
平成23年4月1日	行政職	2	5	7	新採7
	医療職	1	0	1	医師1
	技能労務職	0	0	0	
計		3	5	8	
平成24年4月1日	行政職	4	1	5	新採5(保育士、放射線技師、救急隊職員含む)
	医療職	2	1	3	医師3
	技能労務職	0	0	0	
計		6	2	8	

## (3) 再任用の状況

平成23年度中は、該当ありません。

## (4) 職員の退職状況 (単位：人)

退職年度	職種	男	女	合計	備考
平成22年度中	定年退職	0	3	3	
	勧奨退職	2	2	4	
	普通退職(自己都合)等	1	1	2	医師含む
計		3	6	9	
平成23年度中	定年退職	1	1	2	
	勧奨退職	1	0	1	
	普通退職(自己都合)等	3	1	4	医師含む
計		5	2	7	

## (5) 部局別職員数 (単位：人)

部局別	平成23年4月1日	平成24年4月1日	条例に定める職員定数 平成24年4月1日現在
町長の事務部局	236	247	250
議会の事務部局	2	2	3
教育委員会の事務部局	33	32	50
農業委員会の事務部局	1	1	1
監査委員の事務部局	1	1	3
合計職員数	273	283	307

## (6) 部門別職員数の状況 (各年4月1日現在 単位：人)

区分	職員数	対前年増減数				
		平成22年	平成23年	平成24年	平23	平24
一般行政部門						
議会	2	2	2	0	0	
総務	54	53	61	▲1	8	
税務	7	7	6	0	▲1	
民生	55	57	58	2	1	
衛生	34	34	34	0	0	
労働	0	0	0	0	0	
農林水産	14	14	16	0	2	
商工	3	3	3	0	0	
土木	10	10	10	0	0	
小計	179	180	190	1	10	
特別行政部門						
教育	36	33	34	▲3	1	
消防	0	0	0	0	0	
小計	36	33	34	▲3	1	
公営企業等会計部門						
病院	53	55	54	2	▲1	
水道	0	0	0	0	0	
その他	5	5	5	0	0	
小計	58	60	59	2	▲1	
合計	273	273	283	0	10	

※職員数は、各年度の4月1日現在在定員管理調査に基づき算出しています。ただし、町長、副町長、教育長は、除いています。  
※非常勤職員・臨時的に雇用された職員は含まれていません。

## 2. 職員の給与の状況

### (1) 人件費の状況(普通会計決算) (単位：千円)

区分	平成23年3月31日 住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率
平成23年度	10,161	13,267,705	747,376	1,692,482	12.7

※人件費には、議員、委員等報酬、特別職に支給される給料及び市町村職員共済組合負担金等を含みます。

### (2) 職員給与費の状況(普通会計予算) (単位：千円)

区分	職員数 A	給与費			1人当たり給与費 B/A	
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
平成24年度	225人	844,267	177,843	309,122	1,331,232	5,917

※給与費は、平成24年度一般会計予算書に計上された数値です。

### (3) ラスパイレス指数

年度	各年4月1日現在
H20	91.9
H21	92.4
H22	96.3
H23	95.5
H24	未定

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数を言います。

### (4) 職員の平均給与額 (単位：円)

会計年度	職種区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
平成23年度	一般行政職	43.0	325,973	371,875
	医師職	38.2	418,917	1,200,818
	技能労務職	47.3	273,008	289,297
平成24年度	一般行政職	42.7	320,465	360,172
	医師職	37.9	406,667	1,134,629
	技能労務職	47.9	276,165	291,232

※平均給料月額とは、各年度の4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
※平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、通勤手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当、宿日直手当などの諸手当の額を合計したものです。  
※各欄の数値は、地方公務員給与実態調査により算出したものです。

## (5) 初任給基準 (単位：円)

職種区分	試験の種類	学歴免許等	級号俸	給料月額
一般行政職	中級	上級	大学卒	1-25 172,200
		短大3卒	1-19 158,700	
		短大2卒	1-15 152,800	
技能労務職	初級	高校卒	1-5 140,100	
		高校卒	1-13 133,100	
		高校卒	1-1 121,600	

## (6) 一般行政職の級別職員数の状況

平成24年4月1日現在					平成23年4月1日	
級区分	標準的な職務の内容	職員数	構成比(%)	職員数	構成比(%)	
6	参事・困難な業務を処理する課長	31	20.4	29	19.6	
5	課長・主幹・課長補佐	36	23.7	38	25.7	
4	主査・困難な業務を分掌する係長	31	20.4	23	15.5	
3	係長・主任・特に経験を必要とする業務を行う主事	33	21.7	43	29.0	
2	経験を必要とする業務を行う主事	2	1.3	5	3.4	
1	主事・主事補・技師補	19	12.5	10	6.8	
合	計	152	100.0	148	100.0	

※那賀町の職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
※標準的な職務の内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務を示しています。  
※各欄の数値は、地方公務員給与実態調査により抜粋したものです。

## (7) 職員手当の状況 制度の状況(平成24年4月1日現在)

手当の種類	支給内容等			
扶養手当	・配偶者 月13,000円 ・配偶者以外 月6,500円 ・配偶者がいない場合1人目 月11,000円、2人目から 月6,500円 ・特定期間の加算 子のうち15歳から22歳の者は、5,000円加算			
通勤手当	通勤のために自動車等を使用し、距離片道2キロメートル以上の者に支給する。 ・2kmから6kmまで 4,200円 ・6kmから10kmまで 6,000円 ※以上4km毎に段階的に2,500円から2,800円増額 ・10kmから14kmまで 8,400円			
住居手当	居住するための住宅を借り受け、使用料を支払っている場合に支給する。 家賃額(月) 住居手当支給額(月) ・23,000円以下 → 家賃額-12,000円 ・23,000円超55,000円未満 → (家賃額-23,000円)×1/2+11,000円 ・55,000円以上 → 27,000円			
管理職手当	職区分 職務の級 区分 管理職手当額 備考			
行政職	6級	参事	49,400円	
		課長	37,400円	
	5級	課長	34,900円	
		課長補佐	23,500円	
4級	課長補佐	21,200円		
医療職	職務の級と職に応じて給料月額の5%から30%を支給する。			

時間外勤務手当等	時間外勤務の種類	時間外勤務手当1時間の算出=給料の時間単価×下記の支給割合
勤務日の時間外勤務		100分の125
勤務日の時間外勤務(月60時間超過)		100分の150
土曜日等の時間外勤務		100分の135
土曜日等の時間外勤務(月60時間超過)		100分の150
午後10時から翌日午前5時までの勤務		上記の率にそれぞれ100分の25を加算

宿日直手当等	宿・日直一回につき		
	本庁・支所	4,200円	
	医師	15,000円	
	看護師	5,000円	

期末勤勉手当	支給時期	期末手当支給月数	勤勉手当支給月数
	6月期	1.225月	0.675月
	12月期	1.375月	0.675月
	1年間計	2.600月	1.350月
※役職により給料月額の5~15%が手当基礎額に加算されます。			

名称	算定方法	支給割合又は月額
	医師	病院長・診療所長 医師・所長補佐 医師臨床手当 医師危険手当 医師放射線手当 医師時間外勤務時間 診療業務従事手当
看護師	主任看護師 看護師危険手当	月額5,000円 月額3,000円
その他	放射線技師 薬剤師 理学療法士 作業療法士 管理栄養士 検査技師	月額定額 月額5,000円 月額3,000円 月額3,000円 月額3,000円 月額3,000円 月額3,000円

地域手当 医師に支給(給料+管理職手当+扶養手当)×0.10

初任給調整手当 採用1年目から35年以内の医師に支給 月額410,900円以内

退職手当	勤続年数	事由	
		自己都合	勲奨・定年
	勤続20年	23.50月分	30.55月分
	勤続25年	33.50月分	41.34月分
	勤続35年	47.50月分	59.28月分
	最高限度	59.28月分	59.28月分

※定年前早期退職時 退職手当の基礎となる額に2%から最大で30%の加算があります。

※退職手当については徳島県市町村総合事務組合に事務委任しています。

## (8) 特別職の報酬等の状況

平成23年度の状況は次のとおりです。(単位：円)

区分	給料月額等		
給料	町長	723,000	
	副町長	578,400	
	教育長	532,500	
報酬	議長	255,900	
	副議長	218,100	
	議員	182,000	
期末手当	町長	6月期 1.225月	※給料又は報酬月額の15%が期末手当の基礎額に加算されます。
	副町長	12月期 1.375月	
	教育長	合計 2.600月	
	議長	6月期 1.225月	
	副議長	12月期 1.375月	
	議員	合計 2.600月	
退職手当	町長	在職一ヶ月につき43.50/100	※退職手当の支給時期は任期満了時又は退職時です。
	副町長	在職一ヶ月につき25.75/100	
	教育長	在職一ヶ月につき20.00/100	

※退職手当については徳島県市町村総合事務組合に事務委任しています。

## 3. 勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1) 一般職員の勤務時間の状況

平成23年度

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分~13時00分

※平成23年度の1日の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分、週38時間45分勤務で、原則週休2日制となっています。町民サービスの向上、業務の効率化、経費の削減等の目的で、勤務時間を振替して、勤務時間帯をずらしたり、交代で勤務するなど、業務内容によって異なる勤務形態を取る部署もあります

### (2) 休暇制度の概要(平成23年4月1日現在)

- 年次休暇 1年に付最高20日間付与され、残日数は翌年に繰り越すことが出来ます。
- 傷病休暇 療養のため勤務しないことが、やむを得ないと認められる必要最小限度の期間。

秋風に揺れる彼岸花



## ◆ 定例会会期日程 ◆

自：平成24年9月4日  
至：平成24年9月20日

月日	曜	事項	摘要
8月28日	火	議会運営委員会	会期日程等打ち合わせ
9月4日	火	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 上程及び提案理由の説明 質疑 委員会付託 討論 採決
9月7日	金	本会議	一般質問
9月11日	火	委員会開催	産業建設常任委員会
9月12日	水	委員会開催	厚生常任委員会
9月13日	木	委員会開催	総務文教常任委員会
9月18日	火	委員会開催	決算認定審査特別委員会
9月20日	木	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 追加提案及び提案理由の説明 質疑 討論 採決 閉会

平成24年

# 那賀町議会 9月定例会

◆町議会のようすは、会期中、那賀町ケーブルテレビ(11ch)で生中継されています。また議会終了後も録画で数回放映されていますので、ぜひご覧ください。

平成24年9月定例会は、9月4日から20日までの17日間の会期で開かれました。

今定例会には条例の制定及び改正5件、平成24年度補正予算5件、計画の策定1件、損害賠償の額の決定1件、契約案件1件、平成23年度決算の認定11件の合計24件が提案され、発議3件、要望2件とともに審議が行われました。そのほか、経営状況等8件、専決処分2件が報告されました。

また9月7日の一般質問では、10人の議員が町政に対し一般質問を行いました。

## ◆ 一般質問通告一覧表 ◆

9月7日の一般質問における質問者と質問内容は、次のとおりです。

質問順	質問者	質問内容
1	田中 久保議員	あいあいらんの運営について
2	古野 司議員	水資源保全条例の制定について 公共交通について
3	吉田 行雄議員	平成24年度全国学力調査の結果について
4	熊原 廣幸議員	「いじめ」の防止対策と対応について サルの捕獲オリについて
5	清水 幸助議員	林業振興について 農業振興について
6	前 耕造議員	13ある簡易水道の統合について
7	連記かよ子議員	自主防災組織について 全国学力テスト結果について
8	新居 敏弘議員	オスプレイ問題に対する対応について 在宅福祉事業について 鳥獣害対策について 和食地区の浸水対策について
9	株田 茂議員	林業施策について 震災対策について
10	柏木 岳議員	教員住宅空き部屋の一般住民の利用基準について 大原木造住宅の入居者規約について 役場職員の待遇改善・評価教育システムの抜本的改革について

## (2) 訓告等の状況

訓告等は、職員等に非違行為に対する責任を自覚させるとともに、服務を厳正に保持するため、職員等に対する指導監督上の措置として行うものです。  
平成23年度は訓告等を実施していません。

措置事由	訓告	嚴重注意	合計
1 法令に違反した場合	0	0	0
2 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0
3 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0
合計	0	0	0

## 6. 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況 平成23年度の研修の状況は次のとおりです。

○ 内部研修

研修の内容	受講者数(人)
那賀町職員研修 債権管理について 契約について	183

○ 外部研修

研修の種類	受講者数(人)
新規採用職員	5
職員I	
職員II	1
係長級	
課長補佐級	
課長級	
パソコン研修	3
応急被災住宅建設について	2
地域活性化のための政策作り講座	1
プレゼンテーション講座	3
職場の安全衛生研修会	1
事例で学ぶ民法講座	3
合計	202

(2) 平成23年度勤務成績の評定の状況は次のとおりです。

勤務成績証明者	基準	区分	講ずる措置
その職務について監督する地位にある者	規則で定めた昇給日前一年間全部を良好な成績で勤務したとき	年齢55歳以上 年齢55歳未満	2号給昇給 4号給昇給

## 7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

那賀町では、職員の福利厚生制度として、町内医療機関での健康診断を受けた場合と人間ドックを受診した場合は3年に1回、受診経費の一部を助成しています。

平成23年度受診者数

区分	受診者数(人)	備考
人間ドック(脳ドック含む)	122	
健康診断	119	医療機関受診人数

## 8. 競争試験及び選考の状況

平成23年度実施職員採用競争試験の受験者及び合格者数

区分	受験者数		合格者数			
	うち男性	うち女性	うち男性	うち女性		
保育士	4	0	4	1	0	1
放射線技師	2	2	0	1	1	0
救急隊職員	50	49	1	10	10	0
事務	28	13	15	1	1	0
合計	84	64	20	13	12	1

選考による採用はありません。

## 9. 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成23年度措置要求はありません。

## 10. 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成23年度該当ありません。

## ○特別休暇

特別休暇の種類	期間
1 公民権行使休暇	その都度必要と認める期間
2 官公署出頭休暇	その都度必要と認める期間
3 骨髄提供休暇	その都度必要と認める期間
4 ボランティア休暇	5日以内
5 婚姻休暇	5日以内
6 妊娠中又は出産後の通院休暇	妊娠月数に応じて定めた回数までで、必要と認める期間
7 分べん休暇	その分べん予定日前8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)に当たる日から分べんの日後8週間目に当たる日までの期間内
8 育児休暇	1日2回それぞれ30分以内
9 配偶者出産休暇	2日以内
10 忌引き	続柄に応じて定めた期間内で、必要と認める期間
11 父母、配偶者又は子の祭日休暇	2日以内
12 夏期休暇	5日以内
13 感染症まん延防止休暇	その都度必要と認める期間
14 住居滅失・損壊休暇	その都度必要と認める期間
15 非常災害交通遮断休暇	その都度必要と認める期間
16 交通機関の事故等による不可抗力休暇	その都度必要と認める期間
17 生理休暇	その都度必要と認める期間。ただし2日を超えるときは、その超える期間については、傷病休暇による。
18 リフレッシュ休暇	連続する3日以内(勤務年数5年経過以降5年毎に取得することができる)
19 小学校就学前の子の看護休暇	5日以内(子が2人以上の場合は10日以内)
20 短期介護休暇	5日以内(要介護者が2人以上の場合は10日以内)

○介護休暇 介護を必要とする者の一の継続する状態ごとに、連続する2週間以上6月の期間内において必要と認められる期間取得できる。無給休暇。  
○育児休業 3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達するまでの期間を限度として職務に従事しないことができる。育児休業期間中は無給。

## (3) 休暇等の取得の状況

平成23年1月1日から平成23年12月31日までの年次有給休暇の取得日数	一般の事務職平均
平成23年度介護休暇の取得者数	0人
平成23年度育児休業の取得者数	10人

## 4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分者数

分限処分は、公務の能率を維持し適正に運営するため、一定の事由がある場合に、職員の意に反して身分上の不利益処分を行うものです。平成23年度の分限処分はありません。(単位：人)

処分の事由	免職	休職	降任	降給	合計
1 勤務成績が良くない場合	0	0	0	0	0
2 心身の故障のため	0	0	0	0	0
3 職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

### (2) 懲戒処分者数

懲戒処分は、職員に法令や職務上の義務違反や非行があった場合に、職員に対し道義的責任を問うもので、地方公共団体の規律を守り公務遂行の秩序を維持することを目的としています。  
平成23年度の懲戒処分はありません。(単位：人)

処分の事由	免職	停職	減給	戒告	合計
1 法令に違反した場合	0	0	0	0	0
2 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
3 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

## 5. 服務の状況

### (1) 職務専念義務免除

職員は、法律や条例に特別の定めがある場合を除いて、勤務時間及び職務上の注意力のすべてを用いて全力をあげて職務に専念しなければなりません。しかし、合理的理由がある場合には、特例として職務専念義務を免除することを認めています。那賀町では、次の場合が職務専念義務の免除に該当します。

1. 研修を受ける場合
2. 人間ドックや健診などの福利厚生に基づく事業に参加する場合

◆ 議案及び議決結果一覧表 ◆

提出された議案は、一部の議案を除きそれぞれの常任委員会に付託され、次のとおり議決されました。

議案第57号	平成24年度那賀町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について ◎ 3,474千円 追加し、総額 141,424千円 とする。 （歳出の主な補正） 鶯敷地区農業集落排水事業費（台帳作成委託業務） 相生地区農業集落排水事業費（管路 中継ポンプ購入）	産業建設 常任委員会	原案可決
議案第58号	損害賠償の額の決定について	委員会付託省略	原案可決
議案第59号	物品購入契約の締結について （平成24年度電源立地地域対策交付金事業消防設備購入） （契約金額）13,125,000円 （契約の相手方）徳島ポンプ株式会社 代表取締役 菊池 薫	本会議採決	原案可決
議案第60号	平成24年度那賀町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について ◎ 4,600千円 追加し、総額 146,024千円 とする。 （歳出の主な補正） 鶯敷地区農業集落排水事業費（ICコントローラー取替工事）	本会議採決	原案可決

発議第6号	徳島地方・家庭裁判所阿南支部への裁判官常駐と同支部管内の裁判所充実を求める意見書	本会議採決	原案可決
発議第7号	地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書		
発議第8号	MV22オスプレイ及びあらゆる米軍機の低空飛行訓練に反対する意見書		

認定第1号	平成23年度那賀町一般会計歳入歳出決算の認定について	決算認定審査 特別委員会	認定
認定第2号	平成23年度那賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第3号	平成23年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第4号	平成23年度那賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第5号	平成23年度那賀町集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第6号	平成23年度那賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第7号	平成23年度那賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第8号	平成23年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第9号	平成23年度那賀町財産区事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第10号	平成23年度那賀町立上那賀病院事業会計歳入歳出決算の認定について		
認定第11号	平成23年度那賀町工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について		

要望第1号	徳島地方・家庭裁判所阿南支部への裁判官常駐と同支部管内の裁判所充実を求める意見書採択の要望について	総務文教 常任委員会	採択
要望第2号	地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書採択の要望について		

報告第6号	平成23年度株式会社二十一わじきの経営状況について
報告第7号	平成23年度株式会社もみじ川温泉の経営状況について
報告第8号	平成23年度株式会社アイエフの経営状況について
報告第9号	平成23年度あじさい木工株式会社の経営状況について
報告第10号	平成23年度株式会社四季美谷温泉の経営状況について
報告第11号	平成23年度株式会社きとうむらの経営状況について
報告第12号	平成23年度健全化判断比率について
報告第13号	平成23年度資金不足比率について
報告第14号	損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
報告第15号	専決処分の報告について（平成23年度道整備交付金事業 町道水崎線改良工事 変更契約）

議案番号	議案名	付託委員会	議決結果
議案第48号	那賀町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（条例の解釈が困難な部分などについて修正等）	総務文教 常任委員会	原案可決
議案第49号	那賀町職員等の旅費支給条例の一部改正について（県内出張した場合の取扱いに関する規定を変更）	総務文教 常任委員会	原案可決
議案第50号	那賀町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について（名称の変更「乳幼児等医療費」→「こどもはぐくみ医療費」）	厚生常任委員会	原案可決
議案第51号	那賀町営町産木材利用推進住宅条例の制定について（大原住宅団地の建設に伴うもの）	産業建設 常任委員会	原案可決
議案第52号	那賀町無線中継所条例の一部改正について（蔭谷南地区無線中継所の追加）	総務文教 常任委員会	原案可決
議案第53号	那賀町国土利用計画の策定について（国土利用計画法第8条の規定に基づくもの）	総務文教 常任委員会	原案可決
議案第54号	平成24年度那賀町一般会計補正予算（第2号）について ◎ 118,974千円 追加し、総額 9,968,472千円 とする。 （歳出の主な補正） 総務費・企画総務費（新王子原団地周辺整備工事） 1,000千円 民生費・老人福祉費（鶯敷デイサービスセンター天窓ガラス断熱フィルム貼り工事） 3,500千円 衛生費・保健衛生総務費（自動車購入費用） 1,050千円 〃 ・環境衛生費（有害鳥獣駆除捕獲委託料） 16,000千円 〃 ・ごみ処理施設運営費（ごみ処理施設維持補修工事） 6,531千円 農林水産業費・農業振興費（園内作業道ヲフヒラ線開設工事） 2,888千円 （園内作業道ヒガシダイラ線開設工事） 3,150千円 〃 ・数量調整円滑化推進費（新規就農総合支援事業青年就農給付金） 4,500千円 〃 ・県単土地改良事業費（横石上地野地区・横石上田地区用水路） 10,500千円 （朝生地区農道舗装・揚水機） 7,500千円 （丈ヶ谷地区頭首工） 4,500千円 〃 ・農業体質強化基盤整備促進事業費（延野地区農道舗装工事） 7,600千円 〃 ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業費（作業道北山線測量設計委託・工事請負費） 12,401千円 〃 ・作業道リフレッシュ事業費（作業道内山八重地線工事費） 9,000千円 〃 ・森林管理受託センター準備室管理費（運営業務委託料、事務機購入費等） ▲ 62,697千円 〃 ・森林管理受託センター準備室事業費（施業地測量委託料） 72,613千円 （施業事業費） ▲ 129,252千円 〃 ・県単林道事業費（林道黒沢小島線委託料・工事請負費） 5,801千円 〃 ・県単治山事業費（下水崎地区委託料・工事請負費） 2,501千円 （日和田地区委託料・工事請負費） 8,001千円 商工費・観光施設費（もみじ川温泉施設修繕工事） 1,438千円 土木費・残土処理場管理費（大戸残土処理場整備工事） 50,000千円 〃 ・下ノ内地区住宅等移転対策費（窪田地区町営住宅設計監理委託料） 13,377千円 （下ノ内町営住宅解体設計委託料・工事費） 6,206千円 （窪田地区支障物件補償費） 6,200千円 教育費・教育財産管理費（学校給食共同調理場改修設計監理委託料・工事費） ▲ 3,750千円 （平谷小学校改修工事設計委託料・工事費） 2,300千円 （給食調理場食器消毒保管庫） ▲ 2,391千円 〃 ・公民館費（川成公民館解体工事設計委託料・工事費） 3,900千円 〃 ・学校給食費（給食冷凍車） 2,210千円 災害復旧費・公共土木施設災害復旧費 9,082千円	各常任委員会	原案可決
議案第55号	平成24年度那賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について ◎ 1,713千円 追加し、総額 1,370,097千円 とする。 （歳出の主な補正） 国庫支出金還付金	厚生常任委員会	原案可決
議案第56号	平成24年度那賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について ◎ 22,000千円 追加し、総額 151,364千円 とする。 （歳出の主な補正） 鶯敷簡易水道事業費（集中監視装置更新工事）	産業建設 常任委員会	原案可決

水はきれいにして流しましょう

**合併処理浄化槽の設置の際には補助金制度をご利用ください**

那賀町では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、次の補助金交付制度を設けています。

【問い合わせ・申込先】  
役場環境課  
電話 62-1192  
または各支所へ

**合併処理浄化槽の設置費の補助**

- ◆**申込期日** 平成 24 年 12 月 1 日まで  
※補助金申請をせずに設置された場合は、補助金を受けられませんのでご注意ください。
- ◆**補助対象となる世帯**
  - ・合併処理浄化槽区域に合併処理浄化槽を設置すること
  - ・町税等の滞納がないこと
  - ・合併処理浄化槽を設置するに伴い必要な手続き（浄化槽設置届出など）を行っていること
  - ・借家等で補助を受ける場合は、所有者の承諾を受けていること
- ◆**補助対象区域** 那賀町内で、集落排水計画の区域外の区域
- ◆**補助対象費用**
  - ・浄化槽本体及び設置するために必要な費用
  - ・既設浄化槽・汲み取り槽の撤去処分費用

◇設置に対する補助については、次の条件により補助金額が区分されています。

設置条件		家の新築等により、新たに設置する場合	既設の単独槽や汲み取り槽を撤去・処分し、設置する場合	既設の単独槽や汲み取り槽を撤去しないで、設置する場合
人槽	人槽の算定	金額	金額	金額
5人槽	家の延べ床面積が130㎡以下の場合	上限 550,000 円	上限 432,000 円	上限 322,000 円
7人槽	家の延べ床面積が130㎡を超える場合	上限 650,000 円	上限 514,000 円	上限 376,000 円
10人槽	台所、お風呂がそれぞれ2箇所ある場合	上限 850,000 円	上限 648,000 円	上限 466,000 円

※既設の単独槽や汲み取り槽の撤去・処分とは？  
原則として、既設の単独槽や汲み取り槽の構造物を、すべて撤去・処分したものを言いますが、隣接する建物や構造物に影響し撤去できないものについては、将来撤去する誓約を交わすことで、撤去したものと認められます。

◇既設の単独槽、汲み取り槽を撤去する場合の撤去補助金額は次のとおりです。  
(単独処理浄化槽) 上限 30,000 円 (汲み取り槽) 上限 32,000 円

**合併処理浄化槽の維持管理費の補助**

- ◆**申込期日** 平成 25 年 3 月 31 日まで
- ◆**補助対象となる世帯**
  - ・合併処理浄化槽区域に合併処理浄化槽がある個人住宅
  - ・町税等の滞納がないこと
  - ・年度を通じて適正な管理を行ったこと（法定検査、保守点検、清掃）
- ※申請時にそれぞれの契約書又は領収書、もしくはそれに代わる管理を行ったことを証明できる書類が必要です。
- ※那賀町浄化槽らくらくあんしん協議会とのらくらく一括契約で維持管理されている方は、補助金を差し引いた金額が契約額となっていますので、申請は不要です。
- ◆**補助対象区域** 那賀町内で、集落排水計画の区域外の区域
- ◆**補助金額** 1基につき年間一律 2,000 円



10月10日、海川郵便局において藤井四国支社長や坂口町長をはじめ、多数の関係者の参列のもと、出発式が執り行われました。



確認業務も兼ね、郵便局を出発する郵便局配達員。

**高齢者世帯への「生活状況確認事業」が始まりました。**

10月から高齢者への「生活状況確認事業」が始まりました。那賀町では、70歳以上でひとり暮らし、または70歳以上の高齢者のみで暮らす世帯を対象に、安否確認や生活状況の調査を行います。

この事業は日本郵便株式会社に委託し、郵便局の配達員が月1回、対象者宅を訪問し生活状況や健康状態などの聞き取りを行い、その結果が記録票として町に提出されます。今年度中はモデル事業として、海川地区のみを対象としますが、今後はサービスを他地区に拡大することも検討していきます。

海川郵便局では、同じく10月より役場上山那賀支所海川出張所の事務委託を受けた窓口業務も始まっており、新たな地域の情報拠点として機能することが期待されています。

**みんなでつくる明るい未来**

お互いに相手の人権を尊重し、ひとり一人が人権について改めて考え、豊かな人間関係をつくりましょう。

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、12月10日の「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及と高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。  
那賀町でも人権相談室を、下記のとおり、全地区で特設します。



第64回

**人権週間**

12/4~10

子どもの人権を守る	女性の人権を守る	高齢者を大切に育てよう	障害のある人の完全参加と平等を実現しよう	HIV感染者やハンセン病患者に対する偏見をなくそう	ホームレスに対する偏見をなくそう	東日本大震災に起因する人権問題に取り組もう
外国人の人権を尊重しよう	アイヌの人々に対する理解を深めよう	インターネットを悪用した人権侵害はやめよう	性同一性障害を理由とする差別をなくそう	部落差別をなくそう		
北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう	犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう	刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう	性的指向を理由とする差別をなくそう	人身取引をなくそう		

【人権週間特設】人権相談 人権についての悩み事は、人権擁護委員や法務局にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

- ▼日時 12月3日(月) 午前10時から12時まで
- ▼場所 鷲敷健康センター、相生老人福祉センター、平谷福祉センター、木沢支所会議室、木頭文化会館

# 保健センターだより

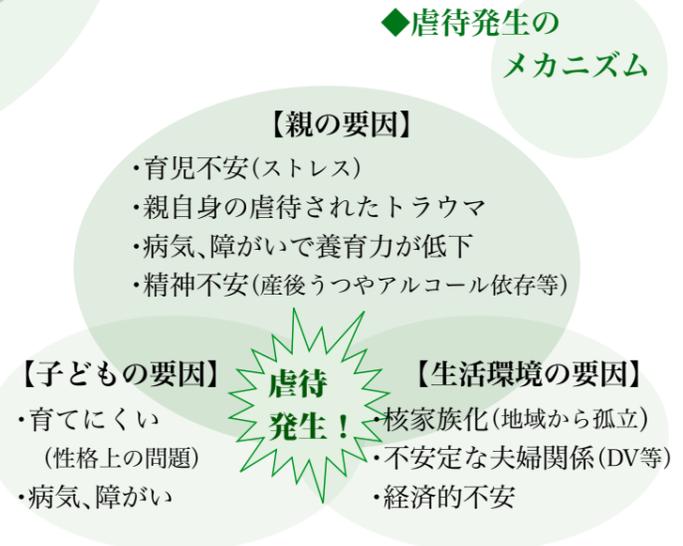


こんにちは、保健師です  
11月は児童虐待防止  
推進月間です

- ◆虐待には、
- ・身体的虐待
  - ・性的虐待
  - ・ネグレクト（育児放棄）
  - ・心理的虐待
- があります。

## ◆児童虐待はなぜ起きるのか？

連日報道される『児童虐待』の痛ましい事件を耳にする度、その子どもはどれだけ苦しんだらうと心が重くなります。全国の児童相談所が平成23年度に対応した虐待相談の件数は5万件を超え過去最多を更新しました。また、児童が虐待で死亡した事件は39件で、そのほとんどが乳幼児でした。そしてその事件の加害者の7割が実父母だったそうです。



上図のように、虐待は様々な要因が合わさって起こります。状況によっては誰にでも起こりうる身近な問題だとも言えます。地域力がまだまだ残る那賀町ですが、これからも子育てしている家庭に目配せと心配りをし、地域全体で子育てをしていく町であってほしいと思います。

◆虐待と思ったらすぐお電話をお願いします。  
0570-064-000 (全国共通ダイヤル)  
※連絡は匿名でも可能です。連絡者の秘密は守られます。

気付くのは あなたと地域の心の目

## 自殺予防講演会 開催のお知らせ

# 人生あきらめたらあかん

～ 誰かがあなたを必要としている ～

日本の年間自殺者数は1998年から3万人を越え、それ以来連続で3万人を上回っています。徳島県では、200人前後の方が自殺で亡くなられています。

特に中高年の自殺が多く、がん・心臓病・脳卒中などに匹敵する健康問題になっています。

ひとりでも多くの方にこの講演会にご参加いただき、いのちの大切さ、見守り・声かけの重要性を再確認していただきたいと思います。

【日時】 12月4日(火)  
受付 13:00～ 開演 13:30～15:00

【場所】 那賀町地域交流センター

【講師】 市岡 裕子先生

【講師紹介】 ゴスペル歌手である市岡先生は、壮絶な人生経験のもとに、闘病生活や家族間の葛藤、夢や希望を持たずに苦しんでいる人たちの役に立ちたいと、全国各地で、講演活動やゴスペルコンサート、指導と、多岐にわたり活躍されています。また市岡先生は吉本新喜劇座長として一世風靡した岡八郎さんのご長女でもいらっしゃいます。  
主な著書 『泣いた分だけ笑わしたる』

【お問い合わせ先】  
保健センター TEL 62-3892

知って得する、こくねん情報です

年末調整、確定申告  
のときの豆知識です



# 国民年金を納めた方は「社会保険料」の全額が控除されます

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告時において、全額が社会保険料控除の対象となります。

- 対象となる納付期間 その年の1月1日から12月31日までに納付した国民年金保険料
- 日本年金機構本部から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書[ハガキ]」が送られてきます

納付期間	1月1日～9月30日に納付した方	10月1日～12月31日に初めて納付した方
送付時期	11月上旬 頃	来年 2月上旬 頃

## ●控除を受けるためには

送られてきた「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」または領収書を所得税及び住民税の申告時に添付して提出すれば控除を受けられます。

※控除証明書は大切な書類ですので、『年末調整・確定申告』まで大切に保管してください。

※ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書も添付のうえ申告してください。

## ◆控除証明書専用ダイヤル

(H24.11.1～H25.3.15)

TEL 0570-070-117 (ナビダイヤル)  
TEL 03-6700-1130 (有料)

\*「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている電話番号にお問い合わせください。

## 国民年金保険料の納め忘れの方へのご案内事務は 民間委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料の納め忘れの方に対して、電話や戸別訪問による納付のご案内や免除等の申請手続きのご案内を民間事業者へ委託しています。徳島南年金事務所管内は以下の事業者へ委託しています。

●委託事業者 (H24.10～H25.1まで)  
→(株)バックスグループ  
【お問い合わせ先】 0120-987-927

※その他の地域を担当する委託事業者については、日本年金機構HPまたはお近くの年金事務所までご確認ください。

## ！委託業者を語る

### 振り込め詐欺などにご注意を！

- 左の委託業者は、日本年金機構が発行した納付書により最寄りの金融機関やコンビニエンスストアでお支払いしていただくようご案内します。銀行口座等を指定してATM操作により振込をお願いすることはありません。
- 委託業者が戸別訪問する場合、顔写真入りの戸別訪問員証明書(身分証)を提示し、未納の理由が経済的に困難という方には、年金制度の説明を行った上で免除等申請手続きのご案内をします。保険料をお預かりすることはありません。

## 日本年金機構

<http://www.nenkin.go.jp>

『日本年金機構』で検索

## 【お問い合わせ先】

徳島南年金事務所 国民年金課

TEL 088-652-3114

まちの安心を、  
守ります。

那賀警察署  
Tel 62-0110



## 那賀警察署だより

事件事故発生件数  
(那賀署管内 9月中)

刑法犯 1件  
人身事故 0件  
物件事故 18件

徳島県警察  
犯罪被害者相談所  
のご案内

【電話受付】  
月曜～金曜  
9時30分から16時  
年末年始・祝祭日  
を除きます。  
☆秘密は守ります。  
相談は無料です

【面接場所】  
徳島市かちどき橋1-41  
徳島県林業センター  
2F 犯罪被害者相談所内  
☆面接相談をご希望の場合  
は事前にご連絡ください。  
電話 (088) 656-8080

### あなたの関心で救える命があります。 児童虐待防止推進月間 (11/1～11/30)

全国では、児童虐待によって子どもの生命が奪われる等重大な事件が後を絶たない状況にあり、児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重大な課題となっています。

- 【相談電話】
- 匿名通報ダイヤル 0120-924-839  
http://www.tokumei.jp
  - 児童相談所全国共通ダイヤル 0570-064-000
  - いじめホットライン 088-623-7324
  - ヤングテレホン 088-625-8900

★緊急の場合には、迷わず  
最寄りの警察署または110番通報を！

#### WANTED!

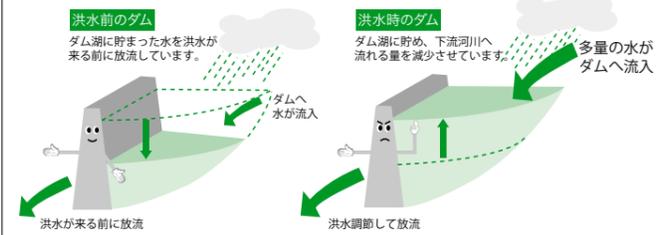
本県から指名  
手配していた被  
疑者小池俊一に  
ついては、手配  
が解除となりま  
した。ご協力あ  
りがございました。  
指名手配被疑者の発見に  
向けた活動には、国民の皆  
さんの御協力が是非とも必  
要です。  
指名手配被疑者によく似  
た人を見かけたといった情  
報など、どんなわずかなこ  
とでも結構ですので、警察  
に通報していただくようお  
願いします。



## 那賀川防災情報コーナー Vol.23

今回は、長安口ダムが担っている那賀川下流域への治水効果と現状の課題について、ご説明します。

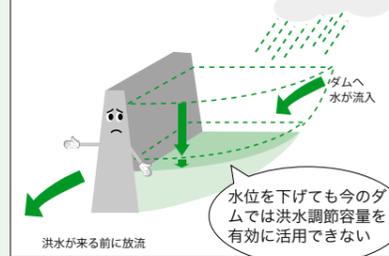
### 治水におけるダムのはたらき



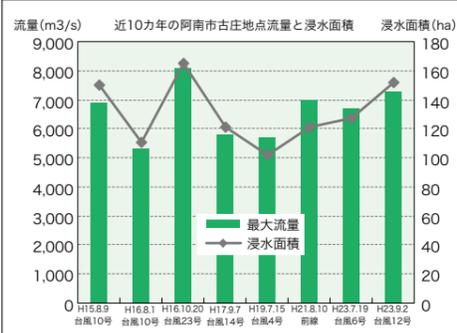
皆さんこんにちは、国土交通省那賀川河川事務所です。今回は『ダム改造事業』について紹介いたします。

長安口ダム上流域の降雨により洪水が予測される場合、洪水が来る前にダムから放流（予備放流）し、貯水位を下げ、ダムへの流入量が毎秒2,500トンを超えた時から、洪水調節を開始します。昭和31年（1956年）にダムが完成してから今までに、37回の洪水調節を実施し、下流域の水位低減や浸水被害の低減に寄与しています。

### 治水における課題



一方で、近年、全国的に大規模な洪水が頻発する中、那賀川においても洪水による浸水被害が頻繁に起きており、浸水被害軽減のため、洪水調節容量（洪水の一部をダムに貯めるための容量）を増やす必要があります。しかし、現状のダムで洪水調節開始時の水位を下げ、洪水調節容量を増やしても、ダムの放流ゲート設備の機能不足から増やした洪水調節容量を有効に活用できないという課題があります。



次回の那賀川防災情報コーナーでは、具体的にこの課題と解決策についてご説明します。

- 長安口ダム見学会のお問い合わせは、0884-66-0121（長安口ダム管理所）までご連絡下さい。
- 本コーナーに関するご意見は、下記までメール又はお葉書をお願いします。  
長安口ダム管理所 〒771-5505 那賀町長安向イ22-1 E-mail: nakaga70@skr.mlit.go.jp

徳島地方裁判所からのお知らせ

## 裁判員制度

～ まもなく名簿記載通知を発送します



### ◆裁判員候補者名簿ができるまで

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿を基に、全国の地方裁判所で作成されます。

### ◆裁判員候補者名簿ができるまで

平成25年の裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月中旬に名簿に登録されたことのお知らせ（名簿記載通知）をお送りします。この通知は、来年2月頃から平成26年2月頃までの間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。

辞退の申し出ができる時期や期間等に何らの制限を設けているわけではありません。

この調査票で辞退を申し出なかった場合でも、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた際にお送りする質問票で辞退を申し出ていただくことも、又は裁判の当日（選任手続時）に辞退を申し出ていただくことも可能です。

また、名簿記載通知と併せて調査票をお送りします。この調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握し、調査票のご回答の内容により、1年を通じて明らかに辞退が認められる場合等には裁判所にお越しいただくことのないようにして、裁判員候補者の方々の負担を軽減するためにお送りするものですので、お尋ねする項目に当てはまらない方は、返送していただく必要はありません。

裁判員制度ウェブサイトでは、裁判員制度の実施状況のほか、各地方裁判所の裁判員裁判の情報、裁判員制度に関するQ&Aなど、様々な情報をお伝えしていますので、ぜひご利用ください。

#### ■裁判員制度ウェブサイト

<http://www.saibanin.courts.go.jp/>

※名簿記載通知や調査票、辞退を申し出ることができる事由などに関する情報はこちらへどうぞ

#### ■裁判所ウェブサイト

<http://www.courts.go.jp/>

平和を、仕事にする。  
陸海空自衛官募集

## 平成24年度自衛官採用試験日程



募集種目	資格	受付期間	試験日	待遇・その他
自衛官候補生	男子 18歳以上 27歳未満の者	年間を通じて 行っております。	受付時に お知らせします。	所要の教育を経て、3ヵ月後に2等陸・海・空士に任用 陸上(技術系を除く)は1年9ヵ月、陸上(技術系)・海上・航空は2年9ヵ月を1任期として任用(以降2年を1任期)
防衛大学校学生	一般(後期) 高卒(見込含) 21歳未満の者	25年1月23日 ～2月1日	1次: 25年3月2日 2次: 25年3月15日	修業年限4年 卒業後1年で3等陸・海・空尉
高等工科学校生徒	推薦 男子で中卒(見込含) 17歳未満、成績優秀かつ生徒会活動等に顕著な実績を納め、学校長が推薦できる者	11月1日 ～12月7日	25年1月12日～ 14日いずれか1日指定。	修業年限3年 卒業後は陸士長
	一般 男子で中卒(見込含) 17歳未満の者	11月1日 ～25年1月7日	1次: 25年1月19日 2次: 25年2月2～5日	

\*詳しくは、下記までお気軽にお問合せください。

【お問い合わせ先】自衛隊阿南地域事務所 電話(0884)22-6981

## 木頭ソフトバレー 親善交流大会が開催されました!!

10月7日(日)、木頭体育館において、木頭ソフトバレー親善交流大会が開催されました。この日は町内はじめ阿南市、美波町、また高知県からの参加もありました。大会は和やかな中にも、熱戦が多く繰り広げられました。



- 【フリーの部】** 第1グループ  
(優勝) 香北 Morizo (準優勝) Impurity  
(3位) EAGLE'I、木頭B  
第2グループ  
(優勝) 木頭D (準優勝) ウェスタンZZ  
(3位) タ 凧、木沢A
- 【ゴールドの部】**  
(優勝) もみじ川 (準優勝) 日和佐 SVC  
(3位) ウェスタンB (4位) 木頭A

- 【フリーの部の参加チーム】**
- |           |          |                  |            |
|-----------|----------|------------------|------------|
| 平谷        | 海川A      | 海川B              | 海川C        |
| 木沢A       | 木頭B      | 木頭C              | 木頭D        |
| 北川        | 桑野 SVC B | 夕凧               | 香北 kiccoco |
| 香北 Morizo | Impurity | EAGLE'I          | ウェスタンZ     |
| ウェスタンZZ   | DEPP     | WAK <sup>2</sup> |            |
- 以上19チーム

- 【ゴールドの部の参加チーム】**
- |         |        |        |       |
|---------|--------|--------|-------|
| 木頭A     | 木沢B    | もみじ川   | よさこい組 |
| 日和佐 SVC | ウェスタンA | ウェスタンB |       |
- 以上7チーム



## 那賀町総合型地域スポーツクラブ **那賀よしクラブ** 随時会員募集中!

24年度 会員募集中

年度会費：1,200円+保険料(中学生以下800円、高校生以上1,850円、65歳以上1,000円)

11月・12月のスポーツ教室 (場所: 鷲敷 B&G 海洋センター体育館) 全教室、初回無料体験実施中です!!!

### ※お知らせ※

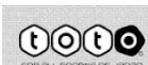
ベビーマッサージの教室は9月で終了しました。また、新規教室としてポールストレッチ教室を11月より毎月第2・4月曜日 午前10時～11時に実施します。

教室名	開催時間	活動費(1回)		持参物
		会員	非会員	
ハワイアンダンス (毎月第3土曜)	午後7時30分～8時30分	500円	1,000円	柔らかいシューズ または靴下
キッズダンス教室(毎月第1・3土曜日) ※11・12月実施日(11月10、17、24日・12月15日)	午後6時15分～7時15分	500円	1,000円	体育館シューズ
エアロビクス教室(毎週第2・4土曜日)	午後8時～9時	300円	500円	体育館シューズ
ベーシックヨガ(毎週木曜日) ※11月15日は休み	午前10時～11時	500円	1,000円	ヨガマット ※レンタル100円
リラクゼーションヨガ(毎週木曜日) ※11月15日は休み	午後8時～9時	500円	1,000円	ヨガマット ※レンタル100円
ポールストレッチ(11月～) (毎月第2・4月曜日)	午前10時～11時	500円	1,000円	ヨガマット・ストレッチポール ※レンタルマット・ポール各100円
※筒状の柔らかいポールを使い、体の歪みを解消し、正しい姿勢を取り戻します。 体のコリやハリを和らげ、体を本来の状態に戻します。この心地よさは体験した人しかわかりません!				
気軽に運動教室《ナカスポ》 毎週木曜日 毎月第2・4月曜日	午前10時～11時	無料	300円	体育館シューズ

※ニュースポーツを中心に、なんでも行う運動教室です。運動不足の方、気軽にご参加ください。

□参加をご希望の方は、2日前までに電話かFAXにてお申し込みください。  
□対象は指定がない限り全年齢対象です。ただし、5歳未満のお子様は保護者同伴でご参加ください。

【申込み・問い合わせ】 那賀よしクラブ事務局 (那賀町鷲敷B & G 体育館内)  
TEL 0884-62-1300 FAX 0884-62-1573



スポーツ振興くじ助成事業

## 相生森林美術館だより

### 秋の企画展「祈りのかたち 円空展」開催中

【休館日】 毎週月曜日 (祝日の場合は翌日)  
【入館料】 一般 500円、小中学生 200円  
(小中学生は土、日、祝日無料)

11月25日(日)まで!



相生森林美術館では、江戸時代初期の僧・円空による神仏像を紹介する秋の企画展を開催中です。代表作のひとつに数えられる十二神将像をはじめ荒神像、大日如来像、薬師如来像など大小五十体の円空仏のほか、円空学会理事・長谷川公茂氏の撮影による円空仏の写真なども多数展示しています。この機会にぜひご来館下さい。

#### ◆ミュージアムコンサート「邦楽 日本の里山の唄」

11月11日(日) 午後2時開演 出演: 邦楽 藤浪会  
尺八、箏、十七弦、三弦、打楽器等による邦楽の調べをお楽しみ下さい。

- 童謡を歌う会講座  
11月11日(日) 午前10時～12時
- こども合唱講座  
11月11日(日) 午後1時～2時

#### ◆実技講座「七宝焼のアクセサリ」

11月18日(日) 午後1時～4時  
講師: 山上 馨氏 (徳島県美術家協会理事)  
参加費: 500円 (金具等の材料費が別途必要)  
定員20名 (先着順 小学5年生以上可。但し小学生は保護者同伴)  
※11月13日申込締切

参加者募集中!

#### ◆木版画実技講座「年賀状を作ろう」

11月23日(金・祝) 午前10時～午後4時  
講師: 平木美鶴氏 (日本版画協会会員・徳島大学教授)  
参加費: 500円 定員20名 (先着順 小学4年生以上可)  
※11月20日申込締切

●休館日のお知らせ 展示替え等のため、11月27日(火)～30日(金)を臨時休館日とさせていただきます。

※展覧会のお問い合わせ・講座のお申込は相生森林美術館(62-1117)まで

## 木頭図書館だより

### 図書館に行こう

～ いろいろな雑誌がそろっています ～

木頭図書館には毎月約20冊の新しい雑誌が届きます。その内容は園芸、料理、手芸、農業、釣り、児童、美容など全部で18種類にもなります(季刊等合わせればこれ以上です)。新刊の雑誌はその月に貸し出すことはできませんが、館内で閲覧ができます。また1年以内ならバックナンバーもありますので、見逃した雑誌などあれば、借りて読むこともできます。ぜひご利用ください。

#### ●木頭図書館展示のご案内(11月)

テーマ『文化を伝え未来を創る図書館』  
～古事記編纂1300年 神々の国 島根から～  
第98回全国図書館大会島根大会(10月25～27日開催)のようすを展示します。  
(展示期間) 11月19日から

### 新着本を紹介します

- 子ども向け
    - ・ぶりっぺ・すかっぺーおならのえほんー せべ まさゆき
    - ・おもいのたけ きむら ゆういち
    - ・親子で楽しむ! わくわく数の世界の大冒険 桜井 進
    - ・ひとりって、こわい! 石崎洋司/他
    - ・給食のひみつ たまだ まさお
  - 一般向け
    - ・かんたん手づくりマスク アズマ カナコ
    - ・森林飽和 国土の変貌を考える 太田 猛彦
    - ・高齢者の自立は不可避である 久慈 直志
    - ・平 清盛 三、 藤本 有紀
    - ・虚像の道化師 ガリレオ7 東野 圭吾
    - ・白ゆき姫殺人事件 湊 かなえ
    - ・東京ネパランド 吉川 トリコ
- ※この他にも新着本届いています。

#### ■木頭図書館

TEL 68-2226 IP 050-8800-6011  
FAX 0884-68-2566

【休館日】 日曜日、祝日  
【開館時間】 9:30～18:00  
※1人10冊まで。貸出期間2週間です。

#### ■鷲敷図書室

IP 050-8808-5555

【開館日】 土曜日、日曜日のみ  
【開館時間】 9:00～12:00、13:00～16:00  
※木頭図書館の本も貸出できます。



### 戦没者遺児による慰霊友好親善事業 参加募集のご案内

この事業は厚生労働省から委託並びに補助を受け実施しており、先の大戦で父を亡くした遺児を対象として、父の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善を行うことを目的としています。

【参加料】一律9万円

実施地域、日程等の詳細については、左記までお問い合わせください。

【問合せ先】(財)徳島県遺族会 TEL088-636-1321 FAX088-636-1321

### 在宅療養を考える 講演会のご案内

【テーマ】病院から地域医療への連携(在宅療養

### 県立阿南テクノスクール 職業訓練生募集

【訓練科】テレオペレーター科3

【内容】電話対応スキルとワード・エクセル・パワーポイント

【定員】15名

【訓練期間】12月17日(月)～3月15日(金)(土・日・祝日及び年末年始12/29～1/3は休校日)

【訓練時間】9:35～15:55

【訓練場所】県立阿南テクノスクール

【受講料】無料

※テキスト代として約13,000円は自己負担

【申込期間】10月26日(金)～12月6日(木)

【申込先】居住地を所管する公共職業安定所または阿南テクノスクール (TEL0884-2610250)へ

### 年末資金のご相談受付中!

年末に向けて、資金のご準備はお済みでしょうか? 計画的な資金繰りのためにお早めにご相談ください。

【主な融資のご案内】

ソーシャルビジネスを応援

地域における社会的課題を解決する「ソーシャルビジネス(NPO法人等)」向けの融資を積極的に取り扱っています。

設備資金貸付利率特例制度

国内の経済活性化につながる設備資金について、当初2年間の利率が0.5%となります。

セーフティネット貸付けの拡充

業況の悪化など、一定の要件に該当する方は、基準利率より最大0.5%の引き下げとなります。

【問い合わせ先】日本政策金融公庫 徳島支店 国民生活事業 TEL(088)622-7271

を考えると、在宅で看取るという(こと)が家に帰りたい思いをどう実現していくか?

【日時】12月4日(火) 午後1時30分～午後3時30分

【場所】南部総合県民局保健福祉環境部 阿南保健所2階大会議室(阿南市領家町野神319番地)

【内容】

(1) 基調講演「住み慣れた我が家で暮らすために多職種による支援の輪を考える」

講師 海部病院総合診療科医長 木下英孝先生

(2) パネルディスカッション

【申込期限】11月27日(火)まで

【申込先】阿南保健所企画医療担当

### 税を考える週間

11月11日～11月17日(土)

平成24年度は、「税の役割と税務署の仕事」をテーマとして、税の役割や適正・公平な課税と徴収の実現に向けた庁局の取り組みや国税庁のICT化・国際化に対する諸施策について紹介します。

◆『第5回小学生タックスセミナー』

11月10日(土) 神山森林公園にて

◆『税の作品展』 11月12日(月)～11月16日(金) アピカ、管内各役場にて展示

### お子さまの教育資金を「国の教育ローン」がサポート!

【ご融資額】学生・生徒1人あたり300万円以内

【利率】年2.35%(母子家庭は年1.95% 平成24年9月10日現在)

【ご返済期間】15年以内(交通遺児家庭または母子家庭は18年以内)

【元金据置期間】在学期間内(在学期間内は利息のみの

### 美容院、美容店、クリーニング店、めん類飲食店、一般飲食店の お店選びはSマーク登録店で!



標準営業約款(Sマーク) 厚生労働大臣認可

Sマークは、厚生労働大臣認可の標準約款制度に従って営業しているお店です。

このSマークを店頭に表示しているお店なら安心、安全、衛生が保証され、皆様の信頼できるお店選びの大きな目安となります。また万一の場合、事故賠償基準に基づいた補償も受けられます。

【問い合わせ先】財団法人 徳島県生活衛生営業指導センター TEL088-6223-7400

### 第516回市

●売上数量 802m<sup>2</sup>(218,344才)

### 木材市況

《相生共販所》 (平成24年9月26日開催)

樹種	長さ	径級	平均単価	樹種	長さ	径級	平均単価
杉	3m	～11	150円/本	桧	3m	～11	140円/本
		12～13	6,000円/m <sup>2</sup>			12～13	6,000円/m <sup>2</sup>
		14～16	10,000円/m <sup>2</sup>			14～16	10,000円/m <sup>2</sup>
	4m	18～22	10,000円/m <sup>2</sup>		4m	18～22	10,000円/m <sup>2</sup>
		～8	230円/本			～8	210円/本
		9～13	7,500円/m <sup>2</sup>			9～13	11,000円/m <sup>2</sup>
	14～16	8,500円/m <sup>2</sup>		14～16	17,000円/m <sup>2</sup>		
	18～32	14,000円/m <sup>2</sup>		18～22	18,000円/m <sup>2</sup>		

### 町内業者請負状況 (建設工事)

那賀町が実施している事業について、今回の入札では以下の請負業者に決まりました。詳細については役場相生庁舎にて閲覧することができます。

(お問い合わせ先) 建設課・検査室 TEL 62-1167

(土木工事)

契約日	工事名	工事場所	請負金額(円)	請負業者名
H24.10.1	平成24年度 森林基盤整備事業 林道開設工事(トゴエ久多利線久多利工区)	木頭南宇	31,395,000	廣間組(有)
10.1	平成24年度 森林基盤整備事業 林道開設工事(トゴエ久多利線トゴエ工区)	木頭南宇	27,142,500	(株)久保組
10.1	平成24年度 森林基盤整備事業 林道開設工事(屋地谷線)	木頭西宇	20,265,000	木頭開発(株)
10.1	平成24年度 森林基盤整備事業 林道開設工事(中山南川線中山工区)	中山	26,775,000	(株)広瀬組
10.1	平成24年度 県単治山事業 治山工事(十二弟子地区)	海川	3,391,500	(株)シンセイ
10.1	平成24年度 森林整備加速化・林業飛躍事業(森林作業道開設)下モ伴線	木頭北川	708,750	フォレストワーク合同組
10.1	平成24年度 民有林搬出間伐事業(延野中付地区)	延野	6,993,000	木頭森林組合
10.1	平成24年度 民有林搬出間伐事業(野浦地区)	蔭谷	4,179,000	(株)アイエフ
10.2	平成24年度 電源立地地域対策交付金事業 防火水槽新設工事(木頭北川地区)	木頭北川	6,195,000	北川産業(有)
10.2	平成24年度 電源立地地域対策交付金事業 防火水槽新設工事(井ノ谷地区)	井ノ谷	6,300,000	相互建設(株)
10.3	平成24年度 社会資本整備総合交付金事業 町道海川出原線改良工事 第1工区	木頭出原	7,927,500	(株)小野組

ご返済とすることが出来ます。元金据置期間はご返済期間に含まれます。 ※東日本大震災により被害を受けた皆さまに「災害特例措置」を実施しています。 詳しくは教育ローンコールセンターまたは最寄りの支店(国民生活事業)へ



0570-008656

【受付時間】月～金/9～21時 土曜日/9～17時

※日曜日、祝日、年末年始はご利用いただけません。

(注) 1 全国から市内通話料金でご利用いただけます。 2 お客さまが加入されている電話でご利用いただけない場合は、TEL(03)5321-18656におかけください。

日本政策金融公庫 徳島支店 国民生活事業 TEL(088)622-7271

### NHK学園 生徒募集中!

【募集内容】平成25年度高等学校普通科(3年制) 生徒、および生涯学習通信講座受講者

【出願期間】

・高等学校普通科 推薦入学

2013年1月18日～1月24日

・高等学校普通科 一般入学

2013年1月25日～4月30日

・生涯学習通信講座・通年申込受付

【問い合わせ先】NHK学園 TEL042-572-3151(代表) 案内書請求フリーダイヤル 0120-018881

※案内書の請求は左記まで。詳細についてもお気軽にお問い合わせください。TEL186-8001 東京都国立市富士見台2-36-2 TEL042-572-1315

1(代) FAX042-574-1006 ホームページ

http://www.n-gaku.jp

# 子どもたちが那賀町を考えます 「那賀町を愛する心」

前号に引き続き、3月25日に開催された弁論大会での優秀作品の紹介をします。  
 (※学年は3月25日現在のものです。)



## めいせ、那賀町ブランド

上那賀中学校 一年 久賀 公希

豊かな自然と温かい人々の住む那賀町が僕は大好きです。この気持ちは、那賀町に住み始めてから一度も変わったことがありません。僕にとって那賀町は、ふるさとでありどこよりも心が落ち着く場所でもあります。そんな那賀町の将来について考えてみました。すると、今の那賀町に最も必要な物は、活気ではないかと思いました。

そこで僕は、那賀町を活性化させ元気のあふれる町にするために、次のことを提案したいと思います。それは、那賀町のブランドを立ち上げることです。那賀町には、豊かな自然の中で育てているゆずや米があり、アメコがあります。また、町を流れる那賀川の豊かな水があります。これらの物をブランド化し、商品にしていくことで町が活性化されていくのではないかと思っています。

まずゆずは、ゆず玉をそのままの形でブランド化することに成功していますが、那賀町でしかできない、ゆずの品種改良を進めていくことも必要だと思います。また、加工商品としては現在、販売されているクッキーやジャム、味噌をもっと町がバックアップして売り込む必要があるのではないのでしょうか。次は、お米です。那賀町の米のイメージは、

僕にはピンときません。僕の周りでも水田がゆず畑となってしまう、水田の風景が少なくなっています。しかし、お米は日本人の主食であるため、ほとんどの人が毎日食べていると思います。日和佐にある、「乙姫米」のようなブランド名をつけ、この寒暖の差を利用しておいしいお米を作ると、買う人が増えてくるのではないのでしょうか。

次は、那賀川の水をブランド化して売り出すことです。那賀川には多くの支流があり、美しい水が流れています。この自然からの贈り物を商品化して売り出せば、地名はもうろんのこと観光客もアップするはずですよ。

最後は、アメコです。アメコ自体を販売することはもちろんのこと、甘露煮や燻製にして売り出せば収益が上がると思います。

しかし、このブランド化大作戦も、商品などのようにして有名にするのが課題です。方法はふたつ考えました。ひとつは、インターネットを使った販売です。独自のホームページを作り、商品を紹介しします。内容は、まず徳島県の地図をのせ、那賀町の場所を知ってもらいます。それがまず那賀町を知ってもらうための第一歩です。次に、ホームページの中心でもあるブランド商品の説明です。ここでは、商品の味をできるだけ詳しく説明して、アピールします。さらに、ホームページは、商品の写真や商品を作っている写真を多く載

せ、子どもからお年寄りの方まで楽しめるものとなります。こうしてインターネットを使って商品売り出せば、一気に全国へ情報が発信され商品のことも知ってもらえるのではないかと思います。

ふたつ目は、那賀町にブランドのものだけを販売する大きな会社を建てることです。会社を建てる、新聞や雑誌などに載りませ、そうすれば、たくさんの人に、那賀町で一番の会社ができたと知ってもらえることができます。すると那賀町へわざわざ足を運んでくれる人や、インターネットでの注文も増えるはずですよ。さらに良いことはそれだけではありません。会社ができると働く場所があるため、町内だけでなく町外からも働きに来ます。そうなる、町全体が明るくなって活性化していきます。

このように、大々的に取り組んでいけば町は活性化すると思います。良い町にしていくためには、多少のリスクはあります。でもそれを乗り越えようと、きつと活気のある町になるはずですよ。僕は、自分にとってふるさとである那賀町をたくさんの人に知ってもらい、活気のある町にしていきたいと思っています。そして、人に自慢できる町にしたいと思っています。

(原文のまま掲載しています。)

次号でも子どもたちの思いをお届けします。

## 第2回

# 山の学舎

那賀町の児童たちが通う学校の様子をご紹介します

鶯敷小学校 (鶯敷地区)



鶯敷小学校は明治7年の創立です。昭和46年には中山小学校、平成18年には阿井小学校と統合しました。その際には、新しく校歌を制定しました。138年の伝統を受け継ぎ、新たな歴史を紡ぎ始めた鶯敷小学校です。

鶯敷小学校校歌

作詞 加藤 雅史  
作曲 美馬 貴子  
編曲 松岡 貴史

一、美しく季を彩るふるさとの山に向かつて胸を張り  
声の限り叫ぶんだ  
みんな仲良く学ぼうよ  
あふ光あふれる鶯敷小学校

二、清らかに流れる瀬音奏でゆく  
那賀川望みむつまじく  
肩組み合って語りようよ  
みんな明るく伸びようよ  
あふ力みなぎる鶯敷小学校

三、さわやかに明るく広く澄み渡る  
大空仰いでたくましく  
瞳を上げて誓うんだ  
みんな正しく生きようよ  
あふ夢のひろがる鶯敷小学校

## 鶯敷小学校のみなさんへ

毎日の生活の中で、子どもたちの行動に感心させられることがたくさんあります。その一つは、登下校時、地域や交通指導の人たちに、元気な声で気持ちの良い挨拶が来ていることです。そして、道路を横断した後も「ありがとうございました」という言葉が自然に発せられます。この言葉は人をより温かな気持ちにさせてくれます。挨拶はできて当たり前ですが、意識しないとできないことです。

これからも子どもたちには、どんな時でも挨拶ができ、人とのつながりを大切にすることで、地域の人たちに愛される人に成長してほしいと思います。



那賀町出身の富田校長先生は町内すべての中学校に職員として在籍したことがあるそうです。また、教諭時代から剣道を指導されており、現在も子どもたちと汗を流しています。「丹生谷地域の子どもたちは純朴で真面目です。この良さをいつまでも持ってほしいと思います。」

富田 正校長



【校訓】至誠  
 【学校教育目標】自ら学び、自ら行動し、共に生きる力をもった心身ともにたくましい児童の育成

## ぼくたち、わたしたちの鶯敷小学校。



校庭の隅には、ここに山田八右衛門宗重の居城『仁宇(和食)城』があったことを記す石碑が建っています。

鶯敷小学校の児童は137名で、明るく素直で、何事にも真面目に取り組めます。保護者や地域の方々には学校に協力的で、地域ぐるみで子どもを育む風土があり、子どもたちは温かい環境のもと健やかに育っています。

主な学校行事では、校区の豊かな自然や文化を体験しています。総合的な学習の時間や生活科等では、多くの地域の方々の指導や協力のもと、鶯敷小ならではの学習に取り組んでいます。

さらに、学力や体力の向上をはじめ、学級会や集会での話し合いや発表、異学年交流の充実などにも取り組んでいます。このことにより、上級生が下級生をいたわり、下級生が上級生を頼りにしながら協力する姿がさまざまな場面で見られます。また、相手の話をしっかりと聞いて自分の考えを進んで伝え、自分たちの手で学級や学校生活をよりよくしようとする姿も多く見られます。



昨年の秋季遠足では太龍寺山登山を行い、地域の方とともに、児童全員が登り切りました。今年は阿井地区でオリエンテーリングを行います。



5・6年対象のカヌー教室です。那賀川の雄大な流れと心地よい川風を体感しています。



イチゴ農家の方と袖冬庵さんのご協力により、収穫したイチゴを子どもたちが考案した冷菓にし、わじき夏祭りで販売しました。



運動会では、地域の方にご指導をいただき、阿波踊りやわじき音頭を披露しています。みんなで楽しく、わっとサー！

この土地で生まれ、100年目を迎えられた堂床さん

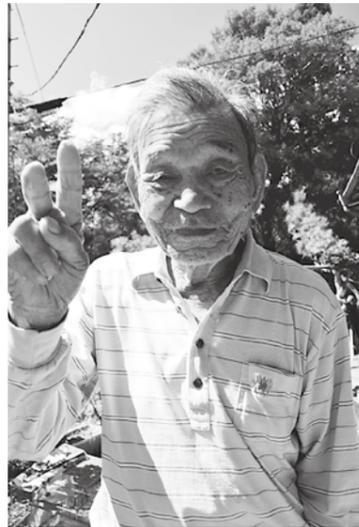
どうとこ まさよし  
堂床 政好さん  
大正1年10月3日生  
(高野・木沢地区)

# 100歳おめでとう ございます

山深い高野地区で、一人暮らしをされている堂床さんは、100歳のお誕生日の10月3日、週数回訪れるというお子さんとお孫さんに囲まれ、自宅でゆっくりとすごされていました。堂床さんは家事や車の運転も現役で、とても100歳とは思えないお元気ぶりです。

堂床さんは昔からこの土地で農林業を営み、若い頃は炭焼きもして生計を立てていたそうです。戦時中は外国へ出征もされご苦労なされたそうですが、17年前に亡くなった奥様との間に5人のお子さんにも恵まれ、今は住み慣れた家で犬と鳥と一緒に暮らしています。

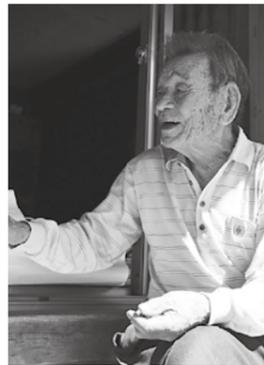
これからもご無理なさらず、お元気で過ごしてください。笑顔をありがとうございます。



孫に習って覚えたピース。日頃はGパンをはき、コーヒーも飲み、ジャズも聞く、とてもハイカラな堂床さんです。



うぐいす色と赤の羽根がきれいな手乗りインコのハナちゃん。ペットの名前はみんな堂床さんが付けています。



お話し好きな堂床さん。目標年齢は「130歳」だそう。ぜひ頑張ってください！



おとなしい性格の犬のアクラは、堂床さんの長年の相棒です。

## 『那賀町のくらし 応援しますけん(券)』

予約受付開始します！

11/12(月)~11/16(金)

お一人様5万円までご購入できます。  
(予定予約販売額に達した時点で締め切ります。)

- ◆ご予約は、お近くの「商品券取扱店」に直接お申込下さい。  
※一部のお店では受付ができない場合があります。  
※お電話・メールでの予約申込はできません。
- ◆買いそびれても大丈夫です！  
12月3日(月)より商工会各事務所に一般販売いたします。  
ただし、券の枚数は限られていますので、お早めにどうぞ。

今年もやります！  
10%もお得な商品券！  
発行総額 2,200万円分！

お財布に  
やさしいわよ！



ガマガチ  
カエルちゃん

【お問い合わせ先】  
なかようするで  
那賀町商工会  
(TEL 62-0183)

## ネパールってこんな国。

【位置図】



【国旗】



- 【正式名称】ネパール連邦民主共和国
- 【首都】カトマンズ
- 【地形】国土の8割が山岳地帯で、インド中国に囲まれた内陸国。世界最高の高度差(平野部60m~エベレスト8848m)
- 【気候】亜熱帯性気候で、6~9月が雨期、10~5月が乾期。
- 【面積】14万7千km<sup>2</sup>(北海道の約1.8倍)
- 【人口】2,662万人(2011年)
- 【言語】公用語はネパール語だが、多民族(102)で多言語(92)。英語を使いこなす人も多い(特に若者)。
- 【宗教】ヒンドゥー教81%、仏教11%、イスラム教4%など。信仰心が強く、様々な宗教、神が混在し調和している。
- 【通貨】ネパール・ルピー(NPR)  
1NPR=約0.9円(2012年9月現在)
- 【その他】農業や観光の他、主要な産業のないため外国への出稼ぎが多い。カースト(身分制度：インドから伝わる)は現在は廃止されたが国民の意識に根強く残る。

## ネパール視察研修報告

### ヒマラヤのふもとに暮らす子どもたち

ナマステ！(ネパール語でこんにちは)  
皆さん、ネパールという国をご存じですか？  
今回、私はJICA 四国主催の国際理解教育の知識を深めるための研修に参加しネパールを訪問しました。紙面をお借りして、少しでもネパールという国を紹介させていただきます。

那賀町教育委員会 堤 貴昭

研修名：『平成24年度教師海外研修 教育行政担当者コース』  
研修日程：平成24年9月8日~9月17日(移動2日現地7泊8日)  
※四国4県から10名が参加しました。  
研修主催：JICA(独立行政法人 国際協力機構) 四国



公立学校の教室。国語(ネパール語)以外は英語で行われ、教科書(国から支給)も英語表記です。これは私立学校との教育格差解消のため、数年前から実施された施策で、現場の教員にもとまどいがあり、試行錯誤しているとのことでした。授業は午前10時~午後4時くらいまでで、給食はありません。



カトマンズ市内のタメル地区。世界中の旅行者、ヒマラヤ登山者が集まります。



児童との交流 じゃんけん列車。屈託のない笑顔に囲まれました。



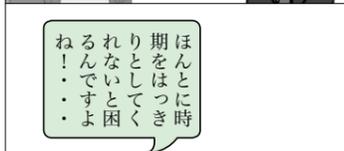
バスで通学する子もいれば、山の上から1時間以上かけて徒歩で通学する子どももいます。一方、学校に行かずに働く子どもや、家庭の意向で退校する子どもも多いそうです。



山村の民家(ハリさん宅)にホームステイ(1泊)しました。額にティカ(朱い印)を付けてもらい、ネパールの家族の一員に。



南アジアの最貧国といわれるネパール。数年前に政変や内戦が起き、新しい政治体制となっても法律が未だ制定されていません。様々な問題も抱えていますが、それでもこの国はどこにいても人とエネルギーで満ちていました。また、この国を担っていく子ども達も生き生きした瞳で私たちを迎えてくれました。この研修で学んだことを少しでも伝えて行くことで、今後の職務へ生かしたいと思っています。



上那賀地区のみなさんへ

12月の大型ゴミの受付は11月末までです!

上那賀地区の大型ゴミ収集は12月ですが、受付は収集月の前月中までとなっています。

※各地区の収集日はゴミ収集カレンダーでご確認ください。

- 受付期日までに役場窓口でシール券をご購入ください。
- ・大型ゴミの品目によってシール券の金額は異なります (詳しくは窓口または環境課へおたずねください)。
  - ・1回の回収で1世帯につき5個まで大型ゴミが出せます。
  - ・直接のお持ち込みについては那賀町清掃センター (Tel.67-0754 IP050-8800-2037) へご連絡ください。

【お問い合わせ先】 環境課 Tel.62-1192

納税納期のお知らせ



固定資産税 (4期)  
国民健康保険税 (5期)

納期限は11月30日(金)です。  
納期限内の納付をお願いします。

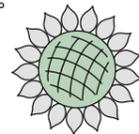
11月の行政相談開設日

地区名	委員名	定例相談日	行政相談所
鷲敷地区	吉原桂子委員	11月28日 9時30分～12時	鷲敷健康センター
相生地区	田中恒弘委員	11月28日 9時30分～12時	相生老人福祉センター
上那賀地区	早山公昭委員	11月20日 10時～12時	上那賀支所町民サロン

11月の人権相談

相談は無料で秘密は固く守られます。  
お気軽にご相談ください。

相談日 11月9日(金) 10:00～12:00  
相談場所 上那賀支所  
出席委員 岩川 善英委員、武内 勝美委員



木頭  
産業文化祭

【日時】11月25日(日)  
【場所】和無田・木頭文化会館

※駐車場が少ないため、なるべくお乗り合わせでお越しください。

プログラム

- 9:00～ 開会
- 12:30～ 芸能発表会 (踊り・カラオケ)
- 15:00～ もち投げ (芸能発表会終了後)

産業の部

- ・農産物品評会 ※『ゆずの部』もあります!
- ・森林組合 リース作りコーナー など

文化の部

- ・園児、児童、生徒による作品展示
- ・文化協会、生きがい教室の作品展示
- ・趣味展 など

出店の部

- ・役場木頭支所 (鳴門金時いも)
- ・商工会 ・婦人会
- ・JA阿南女性部 ほか

木頭産業文化祭実行委員会事務局  
役場木頭支所内  
電話 68-2311  
IP電話 050-8800-6001

がみなが地区  
産業文化祭

【日時】11月18日(日)  
【場所】平谷・西体育館

※臨時運行のバスもあります。  
お問い合わせは上那賀支所へ!

プログラム

- 10:00～ 開会式・表彰式
- 12:00～ 芸能発表会 (踊り・カラオケ・ちどり)
- 14:00～ 美空ひばりそっくりさん 歌謡ショー  
ジャッキー・藤田 ジャグリングショー
- 15:00～ お楽しみ抽選会
- 15:30～ もち投げ・お菓子投げ

産業の部

- ・農林産物品評会
- ・森林組合リース作りコーナー

文化の部

- ・園児、児童、生徒による作品展示・生涯学習講座
- ・茶会 ・栄養指導、健康チェック

出店の部

- ・長寿会「かれじの里」・商工会
- ・婦人会 ・社協 ・JA阿南女性部 ほか

上那賀地区産業文化祭実行委員会事務局  
役場上那賀支所内  
電話 66-2001  
IP電話 050-8800-2001

川柳

妻だもの 心配もする 腹も立つ  
妻の座は 花も実もある 森 井 ユリ子  
耐え抜いて 妻の座守る 山本 佐智子  
辛かったこと 笑い話に 西村 マサエ  
もうけ口も 無いけど平和 東村 恵美子  
たそがれの 色麗しき 総り田が 谷 たかし  
窓に来て居り 風渡りゆく  
鰯雲 高きに在りて 今朝の  
涼秋は確かに 天より降る 亀島 梨花女  
若さとは 屈託なき身と 同義なり  
その軽やかな 身のこなしかも 大澤 善和



平成13年3月結成の『お話し玉手箱』は、この日のお話し会で772回目を迎えました。町内外、年齢問わず、月10回前後も活動を行っています。毎回活動記録をつけることで、新しいお話を提供できるように心配りをしています。現在の会員数は13名。長続きの秘訣は「無理せず仲良く楽しんでやる」ことだそうです。



『お話し玉手箱』のレパートリー数は人形劇8作、パネルシアター10作以上、その他いろいろあるで、すべてみなさんの手作りで。



最高齢(86歳)の亀島孝子さん。『お話し玉手箱』では年齢、性別問わず、新しい会員さんも大歓迎です。一緒に子どもたちの笑顔にふれあってみませんか？

『お話し玉手箱』のお話し会は、楽しい手遊びから始まります。手作りの『お空のラグマット』に座った子どもたちは、何が始まるのかと前をじいつと見つめます。同じエプロンを身につけ、子どもたちの前に立つ『お話し玉手箱』のみなさんは、終始笑顔で色々なお話をしていきます。指人形、エプロンシアター、紙芝居、読み聞かせ、パネルシアターなどなど、その形は様々で、また年齢に合わせた作品を選ぶため、子どもたちを飽きさせません。

「この会を始めたきつかけは、以前民生児童委員をしていた頃、孤立しがちな未就園児を育てるお母さんに関われる機会はないかと考えたことです。そんな時、読み聞かせならお母さんにもふれあえるし、絵本の楽しさが伝われば、家庭での読み聞かせも増え、親子のつながりも増すのではないかと考えたんです。」と柔らかな笑顔で、大建賀代さんが答えてくれました。

みなさんの夢をお聞きすると、「絵本が好きのまま大きくなった子どもたちと、読み聞かせを一緒にすることです。」とこっそり教えていただきました。

読み聞かせは愛情を伝えること。



ふるさと那賀町を守る人を紹介します

## 郷守

さともり

お話しで親子の絆を守る人たち

今回は毎月わじき子育て支援センターなどで話し会をしてくださっている、お話しボランティアグループ『お話し玉手箱』(相生地区)のみなさんにお会いしてきました。



戸籍の窓

お誕生おめでとう

- お詫びと訂正  
先月号の掲載箇所において誤りがありました。関係の皆様には深くお詫び申し上げます。正しくは左記のとおりです。
- 渡越 志津代 (長男 新 あらた 木頭南宇 (木頭))
  - 前田 一宏 (二女 月 るな 大久保 (相生))
  - 前田 真司 (二女 夏か 穂ほ 中山 (鷺敷))
  - 美津代 昌史 (二女 智ち 菜な 小仁宇 (鷺敷))
  - 岡川 亜子 (二女 智ち 菜な 小仁宇 (鷺敷))
  - 手束 大輔 (長男 斗とう 真ま 土佐 (鷺敷))

ご結婚おめでとう

- ※注意  
広報掲載については、現在那賀町へ届出された方、及び掲載希望申し出によるものを掲載しております。他市町村へ届出された方で掲載をご希望の方は戸籍係までお申し出くださいようお願いいたします。
- 八田 鉄平 (百合(鷺敷) 徳島市)
  - 湯内 春菜 (請ノ谷(相生) 阿南市)
  - 濱口 千穂 (小仁宇(鷺敷) 藍住町)
  - 小川 泰清 (小仁宇(鷺敷) 藍住町)
  - 島本 知恵 (藍住町)
  - 笹下 マスミ (94歳 和食郷(鷺敷))
  - 西田 福榮 (96歳 小浜(上那賀))
  - 中西 マツエ (96歳 延野(相生))
  - 酒井 寛二 (61歳 平野(相生))
  - 岡部 芳見 (98歳 木頭出原(木頭))
  - 西本 キヨミ (86歳 当山(木沢))

1歳になるお子様の写真を募集しています。ご提供いただいた写真は広報、CATVにて掲載、放送いたします。ご質問、写真のご提供は下記までお願いします。

【お問い合わせ先】  
那賀町ケーブルテレビ  
TEL64-1123

はぴなか  
1歳になりました

まおちゃん  
櫻井 花 (相生)

陽斗くん  
近藤 延野 (相生)

ゆずきちゃん  
谷本 中 (鷺敷)

留維くん  
赤松 入野 (相生)